

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年12月 第2回訂正分)

株式会社ココペリ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出における売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年12月10日に関東財務局長に提出しており、2020年12月11日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年12月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集276,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し968,700株(引受人の買取引受による売出し806,400株・オーバーアロットメントによる売出し162,300株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2020年12月10日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し162,300株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年12月10日に決定された引受価額(1,472円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,600円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「207,000,000」を「203,136,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「207,000,000」を「203,136,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,600」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,472」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「736」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,600」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたっては、1,400円以上1,600円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおいては、募集株式数276,000株、引受人の買取引受による売出し806,400株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限162,300株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,600円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,472円と決定いたしました。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,600円)と発行価額(1,190円)及び2020年12月10日に決定した引受価額(1,472円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2020年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2020年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき736円に決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,472円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、2020年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,472円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき128円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 上記引受人と2020年12月10日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「払込金額の総額(円)」の欄：「414,000,000」を「406,272,000」に訂正。
- 「差引手取概算額(円)」の欄：「406,000,000」を「398,272,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2020年12月1日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額398,272千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限237,605千円については、当社の主力事業である中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の機能強化や新機能の開発等を行うにあたり必要となる優秀な人材を確保するため、エンジニア、営業及びカスタマーサクセス等の人件費・採用教育費に504,324千円(2022年3月期166,620千円、2023年3月期337,704千円)を充当する予定であります。

なお、残額については、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容等について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年12月10日に決定された引受価額(1,472円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,600円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」欄：「1,209,600,000」を「1,290,240,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」欄：「1,209,600,000」を「1,290,240,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し162,300株を追加的行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,600」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,472」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,600」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	大和証券株式会社	687,500株
	株式会社SBI証券	86,500株
	丸三証券株式会社	10,800株
	マネックス証券株式会社	10,800株
	松井証券株式会社	10,800株

引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき128円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2020年12月10日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」欄：「243,450,000」を「259,680,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」欄：「243,450,000」を「259,680,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、行われる大和証券株式会社による売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,600」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、2020年12月10日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日及び2020年12月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 162,300株
募集株式の払込金額	1株につき1,190円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	2021年1月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金等の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番3号 株式会社横浜銀行 渋谷支店

(注) 割当価格は、2020年12月10日に1,472円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2021年1月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(162,300株)を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2020年12月 第1回訂正分)

株式会社ココペリ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2020年12月2日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2020年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集276,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し968,700株(引受人の買取引受による売出し806,400株・オーバーアロットメントによる売出し162,300株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2020年12月1日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

- (注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
4. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2020年11月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. の全文削除及び 4. 5. 6. の番号変更

2 【募集の方法】

2020年12月10日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2020年12月1日開催の取締役会において決定された払込金額(1,190円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「304,980,000」を「328,440,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「304,980,000」を「328,440,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「179,400,000」を「207,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「179,400,000」を「207,000,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(1,400円～1,600円)の平均価格(1,500円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5. 仮条件(1,400円～1,600円)の平均価格(1,500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は414,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,190」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,400円以上1,600円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,190円)及び2020年12月10日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が発行価額(1,190円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(欄外注記の訂正)

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注) 1. の全文削除及び 2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(欄内の数値の訂正)

「払込金額の総額(円)」の欄：「358,800,000」を「414,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「350,800,000」を「406,000,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(1,400円～1,600円)の平均価格(1,500円)を基礎として算出した見込額であります。2020年12月1日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額406,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限242,150千円については、当社の主力事業である中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の機能強化や新機能の開発等を行うにあたり必要となる優秀な人材を確保するため、エンジニア、営業及びカスタマーサクセス等の人件費・採用教育費に504,324千円(2022年3月期166,620千円、2023年3月期337,704千円)を充当する予定であります。

なお、残額については、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容等について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」欄：「1,048,320,000」を「1,209,600,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」欄：「1,048,320,000」を「1,209,600,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 4. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円～1,600円)の平均価格(1,500円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」欄：「210,990,000」を「243,450,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」欄：「210,990,000」を「243,450,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円～1,600円)の平均価格(1,500円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日及び2020年12月1日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 162,300株
募集株式の払込金額	1株につき1,190円
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2021年1月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金等の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番3号 株式会社横浜銀行 渋谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2021年1月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
	(省略)
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、9月30日
	(省略)
	(省略)



新株式発行並びに株式売出届出目論見書
株式会社ココペリ

2020年11月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式304,980千円(見込額)の募集及び株式1,048,320千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式210,990千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ココペリ

東京都千代田区二番町8番地3

1. MISSION・VISION

MISSION

企業価値の中に、 未来を見つける。

その価値が伝わらないために多くのビジネスがこの世界から姿を消しています。

だから、ココペリはつくる。

圧倒的なスピードで、チャレンジングな方法で

誰も考えつかないアイデアで、オープンな時代に合った透明性で。

必要なのは、見つからないものを、見つけるテクノロジー。

膨大な情報に埋もれた、事業の可能性を見逃さない。

すべてのビジネスに世界とつながるチャンス。

VISION

中小企業にテクノロジーを 届けよう。

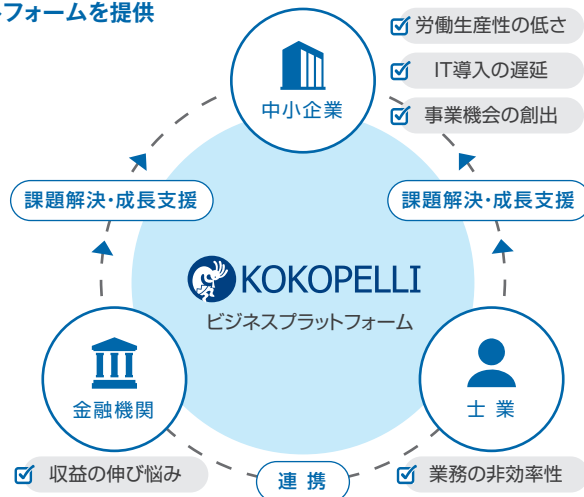
当社は日本の企業全体の99.7%（「2016年経済センサス」総務省・経済産業省）を占める
中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）^{（注）}を実現し、

日本経済を活性化することをビジョンとしています。

当社が提供するビジネスプラットフォームを通じて日本全国隅々にまでテクノロジーを届け、
中小企業の業務の効率化と労働生産性の向上を支援することが当社の使命です。

（注）デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いもの
へと変革することと定義します。

中小企業の課題解決・成長支援を実現する ビジネスプラットフォームを提供



2. 事業の概要

当社は中小企業の課題解決および成長支援と地方創生支援の実現を目指し、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」を主に、企業のビッグデータを活用したAIモジュール^(注)「FAI」、中小企業および個人事業主向け経営支援サービス「ITサポートサービス」を提供しております。

(注)モジュールとは、ソフトウェアを構成する機能のことであり、仕様が規格化・標準化された個々の構成要素をいいます。

Big Advance

当社は日本全国の地域金融機関に対してSaaS^(注1)型の中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」を提供しております。導入金融機関の取引先の中小企業はオンラインで会員登録をすることでサービスを利用することができます。「Big Advance」は、中小企業にとってニーズの高い機能が集約されたサービスであると同時に、金融機関の収益確保にも寄与するサービスです。



ビジネスマッチング

地域・金融機関の枠を超えたビジネスマッチング機能

福利厚生「FUKURI」

会員限定のクーポンサイトを会員企業の全従業員が利用可能

ホームページ自動作成

フォーマットに入力するだけで約15分でスマートフォン対応のホームページを開設可能

補助金・助成金

全国を対象とした独自のデータベースからかんたんに検索可能

ビジネスチャット

金融機関とのやりとり、社内のやりとりを効率化

士業^(注2)相談

全国約2,000名以上の士業に24時間相談可能

安否確認

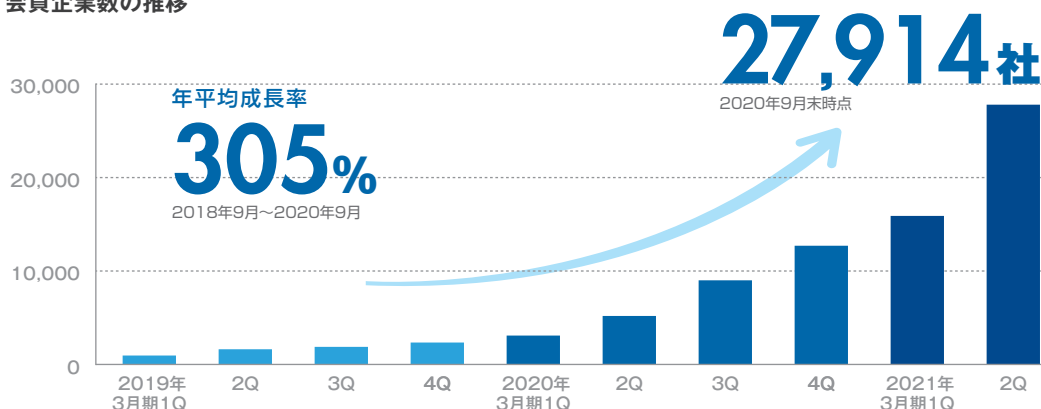
災害時の安否確認・社員の状況管理が可能

(注1) Software as a Serviceの略称。サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ユーザー側はネットワーク経由で利用する形態のサービスを指します。

(注2) 士業は、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士の8士業を指します。「SHARES」に参加する全ての士業について、国家資格を保有していることを確認しております。

会員企業数は順調に増加し、27,000社を突破

・会員企業数の推移



1. 地域金融機関と協業したユニークで強固なビジネスモデル

地域や金融機関の枠を超えたネットワーク効果

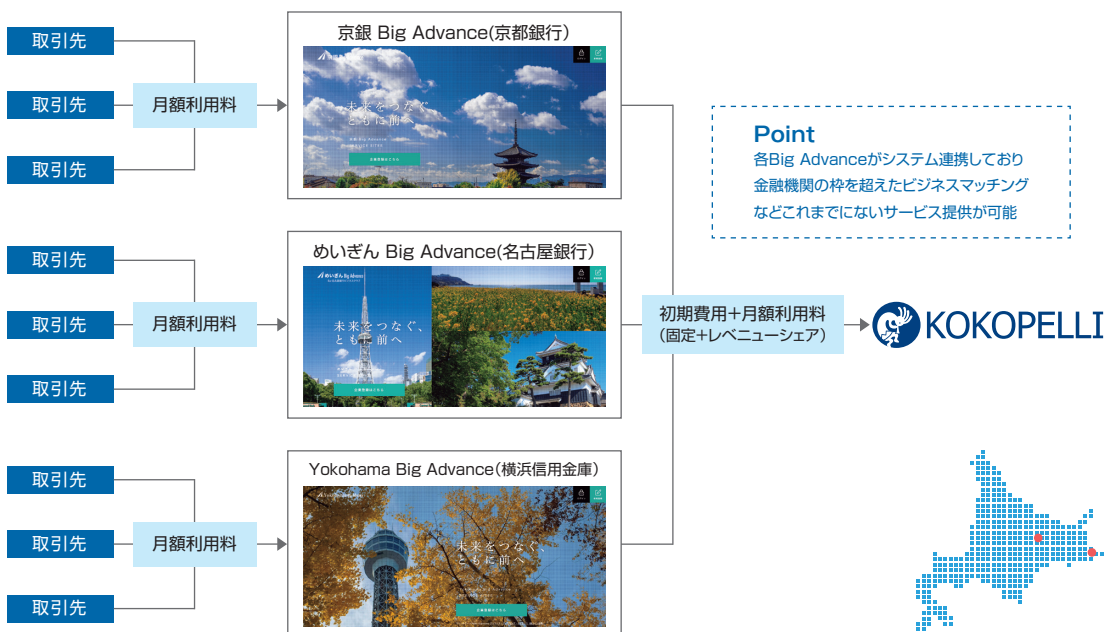
「Big Advance」は金融機関ごとにサービス提供されますが、各システムはすべて連携しております。この仕組みにより、導入金融機関と会員企業の増加に伴い「Big Advance」全体としてマッチング機会・質の向上、福利厚生サービスの充実など、ネットワーク効果^(注)を活かしたサービスの発展が可能になります。

(注) ネットワーク効果とは、利用者が増えれば増えるほどサービスの価値が高まることを指します。

効率的な集客と積み上げ型の収益モデル

当社は圧倒的な中小企業の顧客網を有する金融機関とパートナーシップを結ぶことで会員企業の効率的な集客を可能としています。また、収益は金融機関からのサービス導入時の初期費用と月額固定の保守費用、中小企業から受領する月額利用料に対するレベニューシェアで構成され、積み上げ型で収益を確保できます。

・ ビジネスモデル



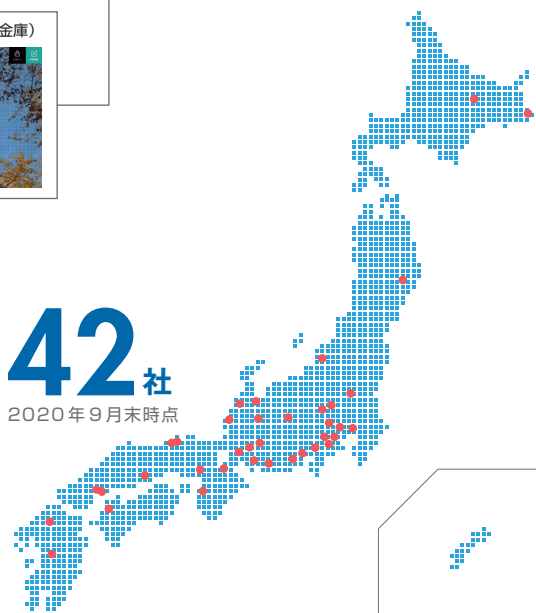
・ 導入金融機関数

■ 導入金融機関一覧(五十音順)

旭川信用金庫、愛媛銀行、金沢信用金庫、川崎信用金庫、紀陽銀行、京都銀行、呉信用金庫、桑名三重信用金庫、滋賀中央信用金庫、しのめ信用金庫、静岡信用金庫、西武信用金庫、せとうちDMOメンバーズ、仙台銀行、大光銀行、大地みらい信用金庫、高山信用金庫、但馬銀行、但馬信用金庫、玉島信用金庫、千葉信用金庫、東濃信用金庫、東和銀行、栃木銀行、富山県信用組合、豊川信用金庫、長野銀行、名古屋銀行、西日本シティ銀行、飯能信用金庫、東日本銀行、肥後銀行、平塚信用金庫、福井銀行、福井信用金庫、福岡中央銀行、福邦銀行、碧海信用金庫、北陸銀行、三島信用金庫、横浜銀行、横浜信用金庫

(注) せとうちDMOメンバーズは事業会社であるものの、ある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関が会員企業を集客する観点で、他の金融機関と特段変わりはありません。

42社
2020年9月末時点

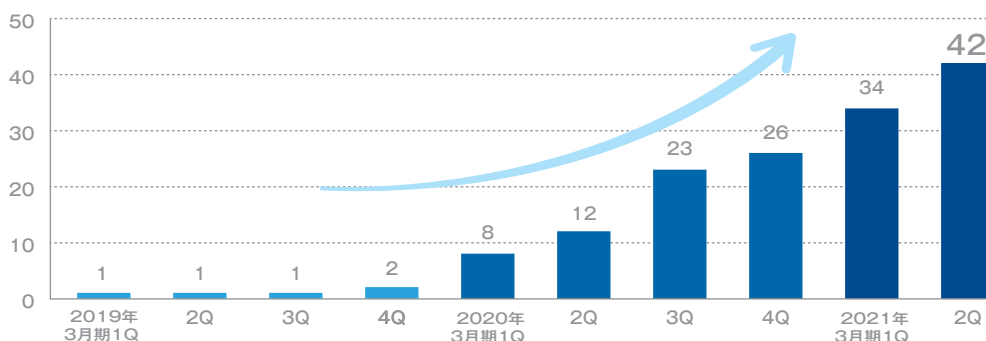


2. 地域金融機関への導入インセンティブの高まり

地域金融機関の課題解決を支援

政府の「成長戦略2019」にて、中小企業支援機関としての地域金融機関の機能強化が挙げられているとおり、金融機関は中小企業の本業支援等によるコンサルティング業務やDX(デジタルトランスフォーメーション)支援などソリューション提供を通じて収益基盤を強化することが求められています。「Big Advance」は2019年8月に金融庁より公表された「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」にて地域金融機関との提携例として「金融機関広域連携プラットフォームを提供する企業と連携し、地域企業のビジネスマッチングを支援する」サービスとして掲載されるなど、認知度の向上により導入金融機関数は着実に増加しております。

・ 導入金融機関数の推移



3. 高い安定性を実現したBtoB SaaSモデル

迅速な機能改善によるユーザーの安定化

継続率の強化を目的として機能改善や開発に係るエンジニアやカスタマーサクセス等に投資することで、会員企業、導入金融機関双方のニーズを収集し、速やかにサービスへフィードバック・反映が可能な機能改善サイクルを構築しています。顧客満足度および利便性を高め続けることにより、会員企業の解約率(チャーンレート)は1%台をキープ、2020年9月は1.39%(注1)で推移し、高い安定性を有しております。

・ 会員企業(注2)の平均解約率

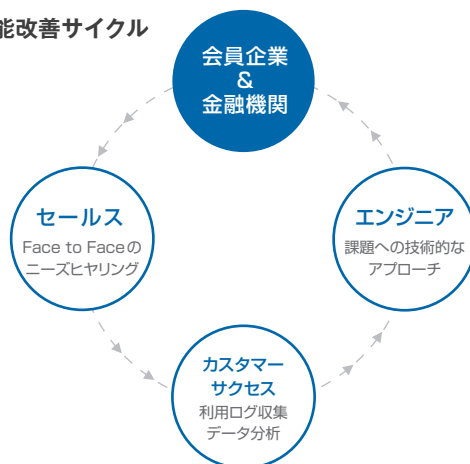
1.64%(注3)

(注1) 当月解約企業数 ÷ 前月末有料会員企業数で算出

(注2) 会員企業数は、パートナー企業数(無料会員企業数)を除いた有料会員企業数

(注3) 2019年10月～2020年9月の平均

・ 機能改善サイクル



企業のビッグデータを分析するAIモジュール

当社では地域金融機関が保有する、取引先に関する各種ビッグデータや、中小企業のソリューション活用の活動ログデータを元にしたAI(人工知能)の研究を行っております。企業のビッグデータから意味や妥当性を抽出し、最適な結果を分析・予測するAIモジュールを開発し、モジュールごとにAPI利用を可能としており、当該AIモジュールの総称が「FAI」であります。「FAI」は「Big Advance」のプラットフォーム上でも一部利用しております。



※3件の特許取得済み

企業評価モジュール

企業のデフォルト確率や格付劣化確率を算出

融資判定モジュール

企業の融資可能金額や融資可否を算出

資金ニーズ予測モジュール

企業が借入れをする確率を算出

経営インテリジェンスモジュール

企業の経営課題や、類似企業を抽出し提示

レコメンドモジュール

企業ごとに、最適なビジネスマッチングニーズ情報を提示

ITサポートサービス

当社では土業が効率的に企業を支援できるように、税理士の業務・顧問先管理ツールや土業事務所などのホームページの作成等を行っております。土業の業務効率化や顧問先企業へのコンサルティング業務に貢献することで、間接的に中小企業の活性化に寄与できるものと考えております。

3. 今後の当社の取り組み

1

ユーザー基盤の
更なる拡大

- ・ 新たな導入金融機関の開拓
- ・ 導入金融機関との連携を深め、金融機関あたりの会員企業数の拡大
- ・ サービスの認知度向上のためのプロモーション施策を実施

2

データ活用による
高付加価値化と
機能拡充

- ・ 金融機関が保有する膨大な金融データや、「Big Advance」のプラットフォーム上で蓄積されるビッグデータを活用
- ・ 収集したデータをAIモジュール「FAI」で分析し、より価値のあるアウトプットへ変換

3

収益力向上と
オープン戦略

- ・ 新機能・オプション機能を追加することにより、収益力を向上
- ・ API^(注)を公開し、他社サービスと連携
- ・ 企業の様々なニーズにスピーディに対応できる中小企業向け経営支援プラットフォームへ

(注) Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアコンポーネントが互いにやり取りするために使用するインターフェースの仕様を指します。APIを活用することにより、ソフトウェアの機能を共有することが可能となります。

4. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

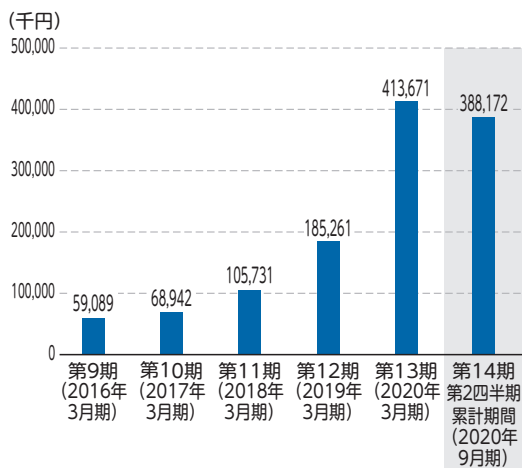
回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第2四半期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2020年9月
売上高 (千円)	59,089	68,942	105,731	185,261	413,671	388,172
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△21,674	△52,808	△63,684	△98,664	△21,462	46,351
四半期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△21,555	△53,098	△63,975	△98,954	△21,753	40,027
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	32,750	83,150	184,450	199,450	269,455	469,756
発行済株式総数 (株)						
普通株式	597	59,700	61,700	61,700	61,700	99,534
A種優先株式	—	11,200	11,200	11,200	11,200	—
B種優先株式	—	—	13,600	15,640	15,640	—
C種優先株式	—	—	—	—	5,510	—
D種優先株式	—	—	—	—	—	—
純資産額 (千円)	9,186	56,887	195,513	126,559	244,815	685,445
総資産額 (千円)	32,418	86,997	234,106	176,006	352,967	782,086
1株当たり純資産額 (円)	15,387.13	△735.56	△1,706.45	△47.29	△52.33	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△41,937.14	△889.43	△1,045.24	△22.91	△5.04	7.94
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.3	65.4	83.5	71.9	69.4	87.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△87,912	△12,059	32,228
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△12,923	△15,817	△3,284
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	25,128	162,254	368,544
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	115,353	249,730	647,220
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	8 (1)	8 (2)	11 (4)	20 (2)	29 (3)	— (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

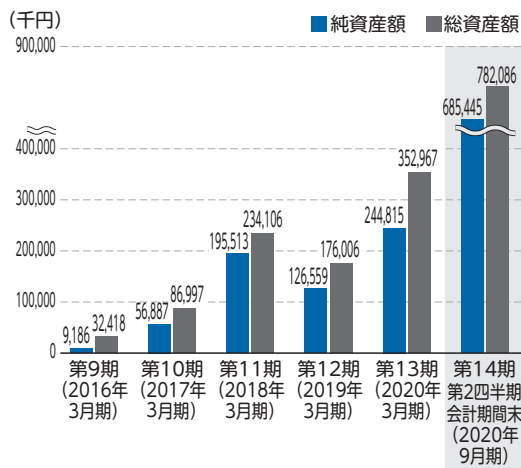
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 1株当たり純資産額については、優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算出しております。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 2020年7月20日付の取締役会決議に基づいて、A種優先株式11,200株、B種優先株式15,640株、C種優先株式5,510株、及びD種優先株式5,184株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ11,200株、15,640株、5,510株、及び5,184株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを同日付で消却しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。なお、第14期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第9期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 第9期から第11期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、第9期から第11期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 主要な経営指標等のうち、第9期から第11期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 前事業年度(第12期)及び当事業年度(第13期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第14期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
- 第9期から第13期の経常損失及び当期純損失の計上は、積極的に開発活動及び人員採用等を行ったこと等によります。
- 2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
- 2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] に外数で記載しております。
- 2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(10部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期から第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第2四半期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2020年9月
1株当たり純資産額 (円)	2.20	△10.51	△24.38	△47.29	△52.33	—
1株当たり四半期純利益又は当期純損失(△) (円)	△5.99	△12.71	△14.93	△22.91	△5.04	7.94
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

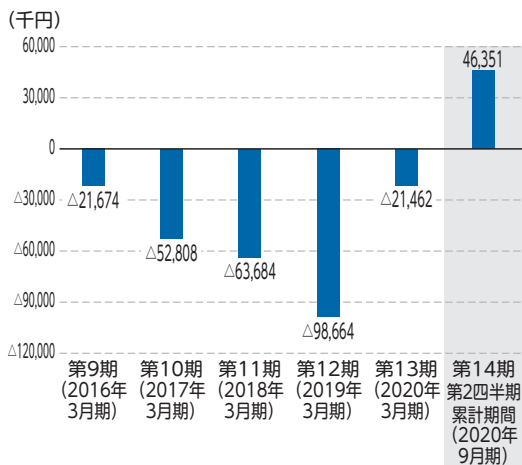
■ 売上高



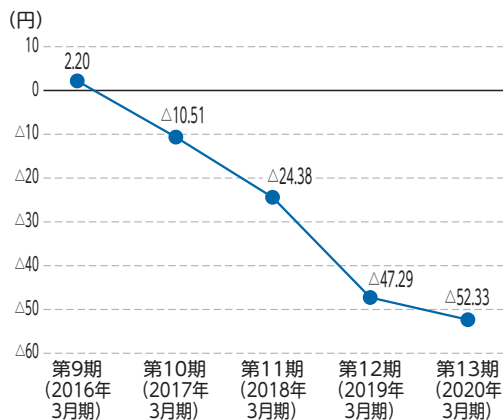
■ 純資産額／総資産額



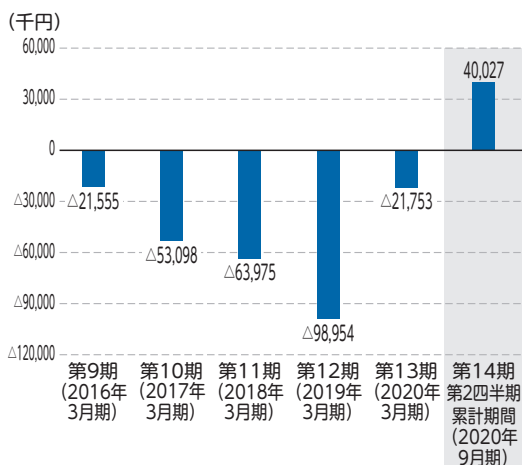
■ 経常利益又は経常損失



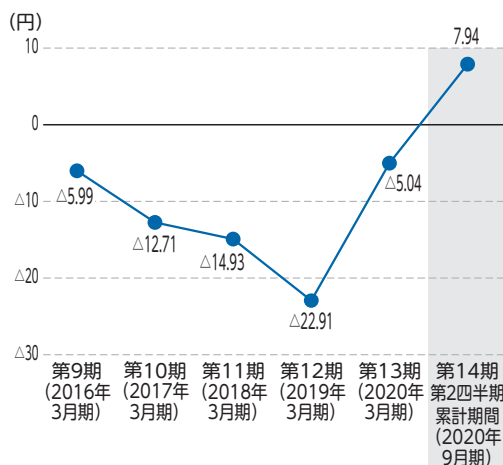
■ 1株当たり純資産額



■ 四半期純利益又は当期純損失(△)



■ 1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」、「1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」の各グラフでは、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	12
第二部 【企業情報】	14
第1 【企業の概況】	14
1 【主要な経営指標等の推移】	14
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	23
5 【従業員の状況】	23
第2 【事業の状況】	24
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
2 【事業等のリスク】	30
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	34
4 【経営上の重要な契約等】	40
5 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【設備投資等の概要】	41
2 【主要な設備の状況】	41
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	55
3	【配当政策】	56
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5	【経理の状況】	67
1	【財務諸表等】	68
第6	【提出会社の株式事務の概要】	116
第7	【提出会社の参考情報】	117
1	【提出会社の親会社等の情報】	117
2	【その他の参考情報】	117
第四部	【株式公開情報】	118
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	118
第2	【第三者割当等の概況】	120
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	120
2	【取得者の概況】	122
3	【取得者の株式等の移動状況】	126
第3	【株主の状況】	127
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月13日
【会社名】	株式会社ココペリ
【英訳名】	Kokopelli Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 近藤 繁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町 8 番地 3 二番町大沼ビル 4 階
【電話番号】	03-6261-4091 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート事業部長 馬庭 興平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町 8 番地 3 二番町大沼ビル 4 階
【電話番号】	03-6261-4091 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート事業部長 馬庭 興平
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 304,980,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,048,320,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 210,990,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	276,000(注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 2020年11月13日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 発行数については、2020年12月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
4. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2020年11月13日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年12月10日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2020年12月1日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	276,000	304,980,000	179,400,000
計(総発行株式)	276,000	304,980,000	179,400,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は358,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年12月11日(金) 至 2020年12月16日(水)	未定 (注) 4	2020年12月17日(木)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2020年12月1日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2020年12月1日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2020年12月10日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 2020年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2020年12月10日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、2020年12月18日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 申込み在先立ち、2020年12月3日から2020年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	276,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2020年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	276,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2020年12月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
358,800,000	8,000,000	350,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)を基礎として算出した見込額であります。2020年12月1日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額350,800千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限209,690千円については、当社の主力事業である中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の機能強化や新機能の開発等を行うにあたり必要となる優秀な人材を確保するため、エンジニア、営業及びカスタマーサクセス等の人件費・採用教育費に504,324千円(2022年3月期166,620千円、2023年3月期337,704千円)を充当する予定であります。

なお、残額については、将来における事業拡大に寄与する成長資金として充当する方針であります。当該内容等について具体的に決定している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年12月10日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	806,400	1,048,320,000	東京都港区赤坂1丁目12番地32号 アーク森ビル3階 AT-II投資事業有限責任組合 178,500株
				東京都渋谷区大山町24番13号 株式会社東広 119,000株
				東京都港区六本木1丁目6番地1号 FinTechビジネスイノベーション投資 事業有限責任組合 98,000株
				埼玉県所沢市 近藤 繁 70,000株
				神奈川県横浜市青葉区 森垣 昭 70,000株
				神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁 目1番地1号 かながわ成長企業支援投資事業組合 70,000株
				東京都渋谷区 関根 光 56,000株
				東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 株式会社アドウェイズ 39,900株
東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ15階 SV-FINTECH1号投資事業有限責任組合 35,700株				
東京都世田谷区 近藤 俊太郎 35,000株				
東京都渋谷区道玄坂1丁目12番地1号 渋谷マークシティ22階 株式会社エンライブ 34,300株				
計(総売出株式)	—	806,400	1,048,320,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所のできる有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメント

トによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 12月11日(金) 至 2020年 12月16日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年12月10日)に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2020年12月10日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2020年12月18日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	162,300	210,990,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	162,300	210,990,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2020年12月18日から2021年1月15日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2020年 12月11日(金) 至 2020年 12月16日(水)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及びその 委託販売先金融商品取引業 者の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(2020年12月10日)において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2020年12月18日(金))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下「主幹事会社」という。)として、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 162,300株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2021年1月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金等の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区道玄坂一丁目3番3号 株式会社横浜銀行 渋谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2021年1月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ当社の株主である近藤繁、森垣昭、株式会社東広、関根光、近藤俊太郎、株式会社エンライブ、並びに当社株主である近藤正武、近藤淳、松尾幸一郎、有限会社松システム、TIS株式会社、株式会社金子事務所、鈴木一成、河原遥及び野本昌孝は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2021年6月15日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人かつ当社株主であるAT-II投資事業有限責任組合、SV-FINTECH1号投資事業有限責任組合、FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、かながわ成長企業支援投資事業組合及び株式会社アドウェイズは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2021年3月17日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する近藤俊太郎、関根光及びその他21名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2021年6月15日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則等の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	59,089	68,942	105,731	185,261	413,671
経常損失(△) (千円)	△21,674	△52,808	△63,684	△98,664	△21,462
当期純損失(△) (千円)	△21,555	△53,098	△63,975	△98,954	△21,753
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	32,750	83,150	184,450	199,450	269,455
発行済株式総数					
普通株式	597	59,700	61,700	61,700	61,700
A種優先株式	—	11,200	11,200	11,200	11,200
B種優先株式 (株)	—	—	13,600	15,640	15,640
C種優先株式	—	—	—	—	5,510
D種優先株式	—	—	—	—	—
純資産額 (千円)	9,186	56,887	195,513	126,559	244,815
総資産額 (千円)	32,418	86,997	234,106	176,006	352,967
1株当たり純資産額 (円)	15,387.13	△735.56	△1,706.45	△47.29	△52.33
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△41,937.14	△889.43	△1,045.24	△22.91	△5.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.3	65.4	83.5	71.9	69.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△87,912	△12,059
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△12,923	△15,817
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	25,128	162,254
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	115,353	249,730
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	8 〔1〕	8 〔2〕	11 〔4〕	20 〔2〕	29 〔3〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額については、優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算定しております。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 2020年7月20日付の取締役会決議に基づいて、A種優先株式11,200株、B種優先株式15,640株、C種優先株式5,510株、及びD種優先株式5,184株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ11,200株、15,640株、5,510株、及び5,184株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の全てを同日付けで消却しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はあるものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第9期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
10. 第9期から第11期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、第9期から第11期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
11. 主要な経営指標等のうち、第9期から第11期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
12. 前事業年度(第12期)及び当事業年度(第13期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
13. 第9期から第13期の経常損失及び当期純損失の計上は、業容拡大のため、積極的に開発活動及び人員採用等を行ったこと等によります。
14. 2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
16. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイトを含む)は年間の平均人員を [] に外数で記載しております。
17. 2017年2月16日付で当社株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期から第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	2.20	△10.51	△24.38	△47.29	△52.33
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△5.99	△12.71	△14.93	△22.91	△5.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
2007年6月	東京都練馬区に株式会社ココベリ（資本金600万円）を設立。中小企業向けにバックオフィス業務のアウトソーシングを受けるITサポートサービスを提供開始
2008年9月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年7月	本社を東京都港区に移転
2011年12月	株式会社ココベリインキュベートに社名変更
2014年8月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2015年6月	中小企業向け専門家相談プラットフォーム「SHARES（シェアーズ）」をリリース
2016年6月	AI（注）を活用した企業評価アルゴリズム「FAI（ファイ）」を開発
2017年10月	株式会社ココベリに社名変更。本社を東京都千代田区二番町に移転
2018年4月	中小企業向け経営支援プラットフォーム「BigAdvance（ビッグアドバンス）」をリリース
2019年2月	日本ユニシス株式会社と業務提携契約を締結し、「FAI」による中小企業の資金ニーズ予測等を実装したサービス「CoreBAE（コアベイ）」をリリース

（注）Artificial Intelligenceの略称であり、学習・推論・認識・判断などの人間の知能的な振る舞いを行うコンピューターシステムを指します。

3 【事業の内容】

(1) ミッション・ビジョン

当社は「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げ、中小企業の成長を支援するBtoB・SaaS（注）モデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しております。

（注）Software as a Serviceの略称。サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ユーザー側はネットワーク経由で利用する形態のサービスを指します。

(2) 取り巻く環境・背景

中小企業は、日本の企業全体の99.7%を占め、労働市場において、全労働者のうち約70%が中小企業に勤めており（「2016年経済センサス」総務省・経済産業省）、現在の日本経済を支えているだけではなく、将来の日本経済においても重要な存在であると当社では考えています。その一方で、中小企業は人材不足や販路開拓のリソース不足、資金不足、事業承継等多くの深刻な経営課題を抱えており、従業員一人当たり付加価値額を表す労働生産性についても大企業の半分以上に留まっています（「中小企業白書2020年版」中小企業庁）。中小企業の労働生産性を10%改善することによる経済効果は18兆円（「2016年経済センサス」及び「中小企業白書2020年版」より弊社独自に算出）とされており、中小企業の成長が地域経済や日本経済に及ぼす効果は小さくありません。

一方、中小企業の成長を支える存在である地域金融機関を取り巻く経営環境も厳しさを増しています。融資を中心とした従来のビジネスモデルでは収益性を保つことが困難な状況であり、中小企業の本業支援等によるコンサルティング業務やDX（デジタルトランスフォーメーション）（注）の実施など、地域金融機関は大きな転換点を迎えていると考えております。そのような状況の中、中小企業が地域金融機関に求めることとして、人材育成やビジネスマッチング（販売先紹介）など事業に対するソリューション提供などが挙げられます（「金融機関の取組の評価に関する企業アンケート調査」金融庁（同庁の委託に基づき帝国データバンクが2018年にアンケート調査を実施））。また、政府の「成長戦略2019」では、中小企業支援機関としての地域金融機関の機能強化が掲げられ、地域を支える金融機関の役割は益々大きくなってまいります。

上記のような「中小企業が抱える課題」と「地域金融機関が抱える課題」をテクノロジーの力で解決していくことで、当社は日本経済の発展に寄与できると考えております。

（注）デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することと定義します。

(3) 事業概要

当社は、日本全国の地域金融機関（2020年9月末時点42社）（注1）と連携し、各金融機関に対してSaaS形式の経営支援プラットフォーム「Big Advance」を主として提供しております。「Big Advance」は、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながる機能を提供しております。地域金融機関及び中小企業のニーズを汲んだサービスの構築を実現しており、2018年4月の「Big Advance」リリース以降も継続的に金融機関及び中小企業のニーズを収集し、PDCAを回すことで、継続的な機能改善及び新機能追加を図ってまいりました。

また、当社では地域金融機関が保有する、取引先に関する各種ビッグデータや、中小企業のソリューション活用の活動ログデータを元にしたAI（人工知能）の研究を行っており、各AIをAPI（注2）で利用可能にしたAIモジュール（注3）「FAI」を開発しております。地域金融機関と中小企業の「Face to Face」の信頼感をベースにし、AIモジュール「FAI」などの先進的な「テクノロジー」を融合させてサービスを提供している点が当社事業の特徴です。地域金融機関と連携して地域の中小企業にサービスを提供することにより、経営支援プラットフォームの活用効果を最大化すると同時に、地域金融機関のビジネス変革を支援するソリューションとしても効果を発揮しており、「Big Advance」に参加する全てのステークホルダーがメリットを享受できるWin-Winのビジネスモデルを構築しています。今後も、「Big Advance」が中小企業の成長、そして地方創生に欠かせないビジネスプラットフォームとなるべく、事業を推進してまいります。

なお、当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略し、サービス別に記載しております。

- (注) 1. 例外として1社のみ事業会社が含まれます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関がその取引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりはありません。
2. Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアコンポーネントが互いにやり取りするために使用するインタフェースの仕様を指します。APIを活用することにより、ソフトウェアの機能を共有することが可能となります。
3. モジュールとは、ソフトウェアを構成する機能のことであり、仕様が規格化・標準化された個々の構成要素をいいます。

(4) サービス概要

① 中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」

当社は地域金融機関と連携し、中小企業の経営支援プラットフォーム「Big Advance」を金融機関ごとに「〇〇 Big Advance」という名称で提供し、各金融機関がそれぞれの取引先中小企業に対してサービスを提供しています。金融機関ごとにサービスを展開するものの、各金融機関の取引先の枠を超えて全国の会員企業の情報を連携していることから、地域や金融機関の枠を超えて会員企業同士の新しいビジネスが創出されるなどのネットワーク効果を発揮し、「Big Advance」はこれまでにない形での金融機関による中小企業への経営支援を実現しております。「Big Advance」は「Face to Face」と「テクノロジー」の融合をコンセプトに掲げ、金融機関と会員企業のリレーションをさらに強化し、各金融機関が会員企業に対してより充実した経営支援を可能にするサービスの提供を目指しています。

「Big Advance」では金融機関より、サービス導入時の初期導入費用に加えて、毎月運用・保守費を受領しております。

運用・保守費はサブスクリプション型（継続課金型）であり、金融機関より月額固定形式で受領する収益、金融機関と会員企業との間の月額利用料に対するレベニューシェア方式を採用した収益により構成されています。そのため、金融機関数の増加による収益拡大に加えて、「Big Advance」会員企業数の増加が、当社と金融機関双方の収益の最大化につながるため、win-winの関係を築いております。また、導入金融機関においては、「Big Advance」月額利用料及びマッチング成約手数料等が収益を押し上げると同時に、「Big Advance」を通して中小企業への本業支援を行った結果として、貸出残高の増加に寄与しております。

新規の会員企業の増加に加え、既存の会員企業が継続的に利用し、解約しない限りは、当該利用料が積み上がるストック型の収益モデルであり、新規の会員企業数が解約数を下回らない限り収益は前事業年度を上回ることから、安定的に収益を確保することが可能です。そして会員企業にサービスを継続利用してもらうことで関係性を深め、アップセル・クロスセル（注）による更なる収益機会の獲得を見込むことができます。

「Big Advance」の基本機能は以下の通りです。中小企業にとって事業及び日常業務の運営に有用な機能が多数搭載されている中で、高価なソフトウェアに対する大きな初期費用をかけずに、月額利用料は3,000円（税抜）と安価な設定にてワンパッケージの機能を提供しており、中小企業にとって導入し易い形で業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）を実施することが可能となっております。

- (注) アップセルとは、当社が現在提供している商品やサービスに加えて、質及び金額ともにより上位の商品やサービスを提供し、利用者が現在利用する商品やサービスに代わり上位の商品やサービスを購入することでありませす。一方でクロスセルとは、利用者が現在利用している商品やサービスに追加して、別の商品やサービスも購入することをいいます。

本書提出日における「Big Advance」基本機能（月額3,000円）は以下の通りです。

機能名	内容
ビジネスチャット	金融機関とチャットで連絡が可能。また社内チャットとしても利用可能。 *社内チャット：ID数は無制限、ルーム数は上限10
ビジネスマッチング	地域や金融機関の枠を越え、会員企業同士すなわち「Big Advance」を導入しているすべての取引先とマッチングが可能
オープンイノベーション	500社以上の大手パートナー企業（注1）とのマッチングが可能

福利厚生「FUKURI」	従業員向けクーポンサイト。会員企業は使用するだけでなく、自社も新規顧客を増やすツールとしてクーポンを発行することが可能
ホームページ自動作成	フォーマットに文言を記載するだけで、簡単にホームページの作成が可能 共通ドメインでの多数のサイト運営によりSEO効果（注2）を発揮し、ホームページ3,368件（2020年9月末）を作成
補助金・助成金	毎週更新される全国の補助金・助成金の情報を取得。土業相談を活用することにより、補助金・助成金の申請も可能
土業相談	全国2,164名（2020年9月末）の土業（注3）に24時間相談可能
安否確認	災害時に、従業員の安否確認が可能
人材募集	人材会社データベースとAPI連携し、求職者情報を検索することが可能
事業承継	金融機関へ事業承継の相談が可能
従業員アカウント	従業員用のアカウントを発行することで、ビジネスチャット、福利厚生「FUKURI」、安否確認などの機能を各従業員向けに提供。また、従業員アカウントは無制限に追加可能

- (注) 1. 当社及び導入金融機関が承認した無料で会員登録を行うことが可能な企業であり、会員企業とのマッチングや情報発信を希望する企業・団体です。上場企業や地方公共団体等が該当します。
2. Webサイトが、検索サイトの検索順位の上位に表示されることです。
3. 土業は、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士の8土業を指します。「SHARES」に参加する全ての土業について、国家資格を保有していることを確認しています。

ビジネスチャット機能により、企業における業務時間の多くを占めるコミュニケーションを効率化し、中小企業の経営課題であった労働生産性の改善を実現していると考えます。また、地域金融機関におけるIT化の遅れ等により電話若しくは対面が基本であった当該金融機関とのコミュニケーションもチャットで行うことができるようになるため、金融機関との情報共有の頻度が増え、一層のリレーション強化に加えて、適切な金融サービスを受けることにつながります。

ビジネスマッチング機能は、会員企業が自社の案件ニーズを入力することにより、他の会員企業から商談依頼を受けたり、他の会員企業へ商談依頼をすることができます。従来、金融機関が行なってきたビジネスマッチングは、その金融機関内における企業同士の案件ニーズのマッチングに留まっておりますが、「Big Advance」では、金融機関を越えて、「Big Advance」を利用している全会員企業の案件ニーズが検索できるため、地域や金融機関の枠を越えた広域マッチングを実現しています。結果として、導入金融機関へのヒアリング等を通じて、従来マッチングの意向を示した企業のうち、実際に面談を実施した企業の割合は、「Big Advance」導入後に向上していることを確認できており、地域金融機関の収益機会の増加に寄与しています。

そのため、新たなビジネスマッチングの機会の創出により、新たな付加価値が創造され企業の業績が向上することはもちろん、地方創生にもつながるものと考えます。

また当社が2015年6月にリリースした土業相談プラットフォーム「SHARES」と「Big Advance」をAPI連携することにより、「Big Advance」を利用する企業が法務、労務、税務などの経営課題をスムーズに土業に相談することが可能になりました。

「SHARES」には弁護士、税理士、行政書士などの8土業が2,164名（2020年9月末）登録しており、企業が見積りを依頼してから、およそ1時間で適した土業を紹介することが可能です。気軽に相談ができる顧問を持たない中小企業にとって、単発で安価に土業に相談し、スピーディーに経営課題を解決できることは非常に重要であり、サービス開始以降順調に利用企業数を伸ばしています（2020年9月末の「Big Advance」会員企業数は27,914社）。

そのほか、「FUKURI」は会員企業の従業員に対する福利厚生に役立つ、旅行やレジャー、グルメ、ショッピング等のお得なクーポンを掲載したサイトであり、2020年9月末時点では800件以上のクーポンを登録しており、会員企業の従業員満足度の向上に寄与していると考えます。

また、ホームページの自動作成機能を活用することにより、15分程度で簡単にスマートフォンに対応したホームページを開設することが可能です。手軽に情報発信することができる上に、共通ドメインで多数のサイトを運営することによりSEO効果を発揮するため、2020年9月末時点では3,368件のホームページ作成に寄与しており、会員企業の認知度向上に貢献しております。

補助金・助成金機能においては、従来は各中小企業が個別に官庁のホームページ等を確認し情報収集する必要があったものの、中小企業に代わり当社が補助金及び助成金に係る情報を官庁より収集し週次で更新していることから、会員企業にとって効率的な情報取得を可能としています。さらに補助金等の申請時に相談したい事項がある場合、「SHARES」を活用することにより、士業への相談も可能です。

「Big Advance」は月額3,000円の価格水準で提供しております。会員企業は月額3,000円で様々な経営支援サービスを利用することができるため、会員企業の発展に貢献できるものと考えています。

なお、2019年3月期から2020年3月期及び2021年3月期第2四半期までの当社における「Big Advance」の導入金融機関数、会員企業数の推移は以下の通りです。

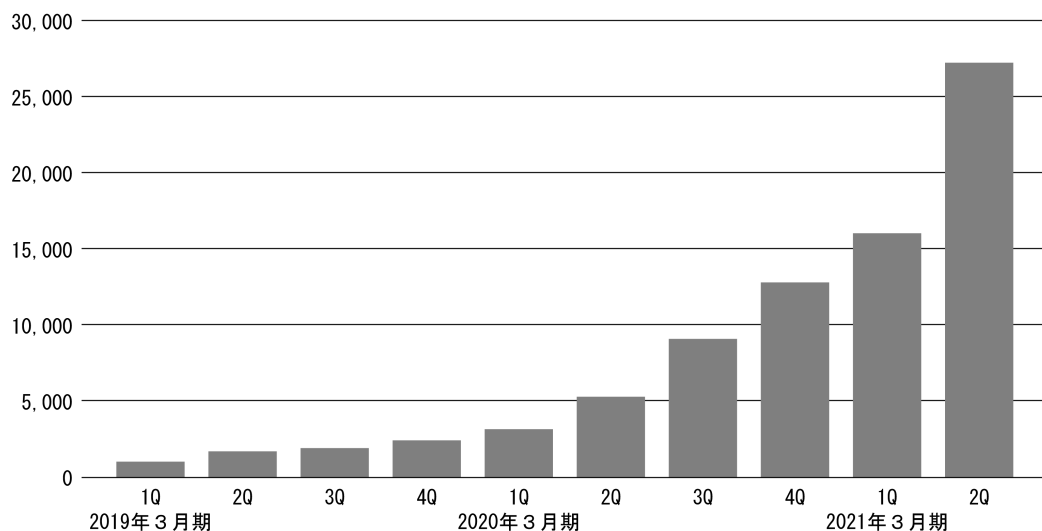
2018年6月末から2020年9月末にかけて、導入金融機関数は1社から42社、会員企業数は1,036社から27,914社と継続的に増加しております。結果として24都道府県（2020年9月末）の導入に至っております。

	2019年3月期				2020年3月期				2021年3月期	
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期
導入金融機関数 (社)	1	1	1	2	8	12	23	26	34	42
会員企業数 (社) (注2)	1,036	1,699	1,923	2,424	3,174	5,271	9,087	12,792	15,999	27,914

(注) 1. 導入金融機関数は、「Big Advance」のサービス開始に至っている地域金融機関の社数であり、地域金融機関同様に事業会社1社を含みます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関が取引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりはありません。

2. 会員企業数は、パートナー企業数（無料会員企業数）を除いた有料会員企業数を指します。

また、2018年4月以降の会員企業数の四半期推移は以下の通りです。



② AI (人工知能) モジュール「FAI」について

「FAI」は、企業の様々なビッグデータから意味や妥当性を抽出し、最適な結果を分析・予測するAIモジュールの総称です。主にニューラルネットワーク（注1）のアルゴリズムを用いて、精度の高いモデル（特許取得済）（注2）を実装しています。「FAI」の各モジュールは以下の通りです。

モジュール名	出力（アウトプット） の提供先	内容
(a) 企業評価モジュール	金融機関	企業のデフォルト確率や格付劣化確率を算出
(b) 融資判定モジュール	金融機関	企業の融資可能金額や融資可否を算出
(c) 資金ニーズ予測モジュール	金融機関	企業が借入れをする確率を算出
(d) 経営インテリジェンスモジュール	金融機関・中小企業	企業の経営課題や、類似企業を抽出し提示
(e) レコメンドモジュール	中小企業	企業ごとに、最適なビジネスマッチングニーズ情報を提示

(a) 企業評価モジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、対象企業のデフォルト確率や、格付が劣化する確率を出力するAIモジュールです。独自のアルゴリズムを開発しており、高い精度を実現しております。

(b) 融資判定モジュール

財務データや口座入出金、定性情報から、対象企業に対する融資可能金額や融資可否を出力するAIモジュールです。金融機関が保有する企業の口座入出金データから融資可能な金額を算出するため、中小企業は決算書を提出する必要がなくなることに加え、よりリアルタイムに近い業況にて融資審査を受けることが可能となります。

(c) 資金ニーズ予測モジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、企業の借入ニーズを予測するAIモジュールです。金融機関において、企業の借入ニーズを精度高く把握することができるため、中小企業は最適なタイミングで金融機関からの融資提案を受けることが可能となります。

(d) 経営インテリジェンスモジュール

財務データや口座入出金データ、定性情報から、企業の経営課題の提示や類似企業を抽出するAIモジュールです。出力された経営課題を金融機関あるいは中小企業に提示することにより、早期の課題発見と課題解決を実現します。

(e) レコメンドモジュール

「Big Advance」のビジネスマッチング機能の中において、企業ごとに最適なマッチング先を提示するAIモジュールです。大量に登録される各社のニーズデータの中から最適なニーズを検索する手間を省き、マッチングの質と量を向上させることでより効率的な経営支援が可能になります。

「FAI」は金融機関向けシステムベンダーである日本ユニシス株式会社が提供する金融機関向け営業支援ツール「CoreBAE」内のモジュールとしても採用されております。さらに、これらの各AIモジュールを「Big Advance」とAPI連携させることにより、独自性の高い経営支援サービスの提供の実現を予定しています。

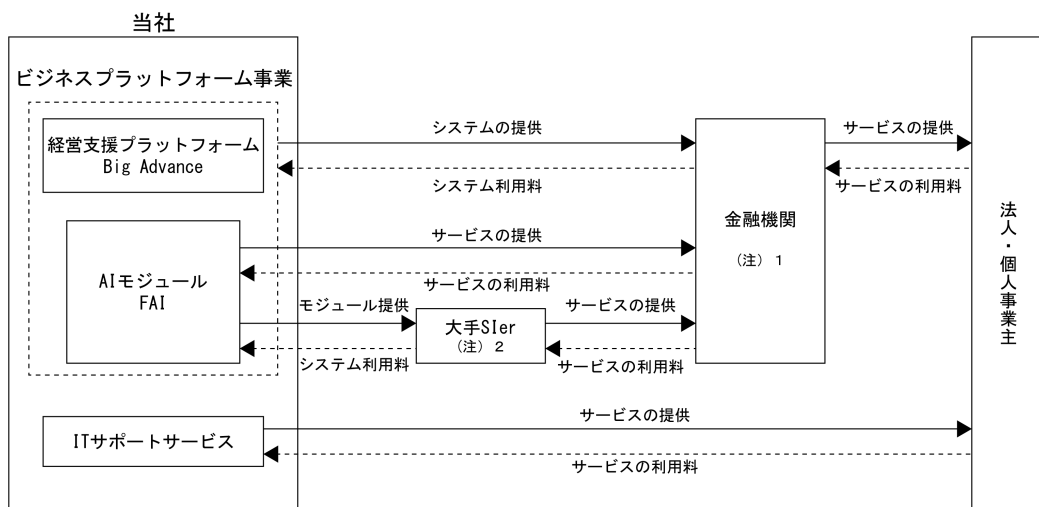
- (注) 1. 人間の脳の構造を模倣した数理的モデルのことを指します。
 2. 特許取得済：特許第6354059号「財務情報分析システム、及びプログラム」
 特許第6516309号「財務分析システム及び財務分析プログラム」
 特許第6581282号「人工知能を利用した倒産確率算出システム」

③ ITサポートサービスについて

土業が効率的に企業を支援できるよう、税理士の業務・顧問先管理ツールや土業事務所などのホームページ作成等を行なっています。

土業の業務効率化や顧問先企業へのコンサルティング業務に貢献することで、間接的に中小企業の活性化に寄与できるものと考えております。

事業系統図



(注) 1. 例外として1社のみ事業会社が含まれます。なお、当該企業はある特定の地域の複数の金融機関より出資された組織を株主に有し、当該金融機関の取引先企業が「Big Advance」を利用し、当該金融機関が取引先企業を集客する観点で、他の地域金融機関と特段変わりありません。

2. システムインテグレーターの意味で、システム開発業務を引き受ける企業のことをいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
37 (4)	35.7	1.9	5,060

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイトを含む）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（）内に概数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 最近日までの1年間において従業員数が12名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げております。現在、主力サービスである中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の普及と関連するサービスの提供により、中小企業の成長支援や新しい付加価値の創造、労働生産性の向上に貢献してまいります。

(2) 目標とする経営指標

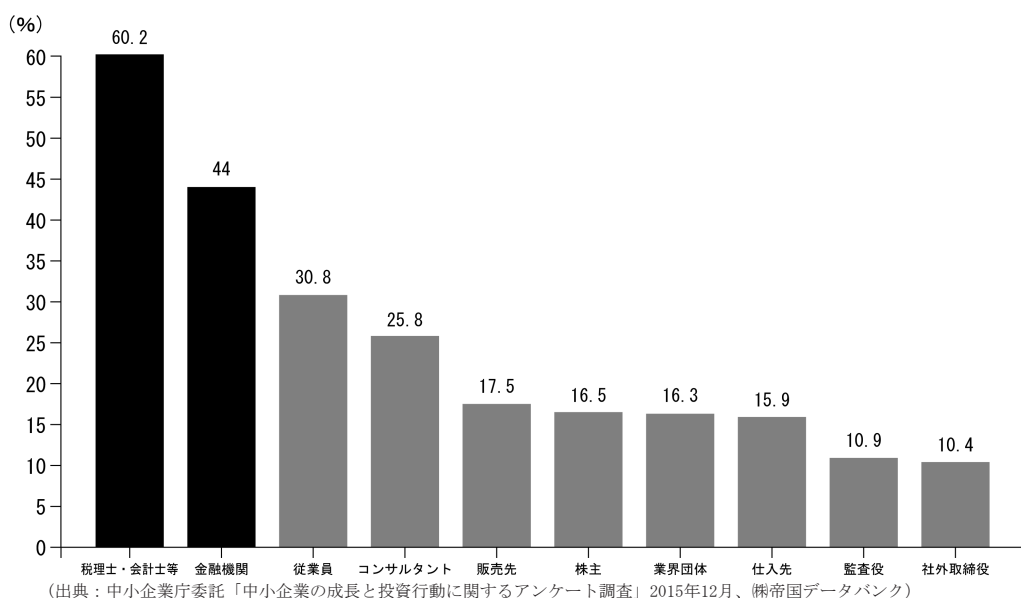
「Big Advance」は金融機関より受領するサービス導入時の初期導入費用に加えて、毎月運用・保守費を受領しております。

運用・保守費はサブスクリプション型（継続課金型）であり、金融機関より月額固定形式で受領する収益、金融機関と会員企業との間の月額利用料に対するレベニューシェア方式を採用した収益により構成されていることから、導入金融機関数や会員企業数、会員企業の解約率（チャーンレイト）を重要指標としております。

(3) 当社の強み

① 地域金融機関と協業したユニークで強固なビジネスモデル

「Big Advance」は、全国の地域金融機関とパートナーシップを結び展開する、日本で最も裾野の広い中小企業向け経営支援プラットフォームであると判断しております。中小企業の経営支援を実施する上で、金融機関や士業（税理士など）の果たすべき役割は大変重要であり、中小企業がリスクテイク行動（注1）をとるうえで相談する相手の1位が税理士・会計士で60.2%、2位が金融機関で44.0%となっています（注2）。「Big Advance」は、圧倒的な中小企業の顧客基盤を有する金融機関とパートナーシップを結び中小企業へサービスを提供することで、全国の中小企業に対して効率的にサービスを届けることを可能にしました。また、金融機関のサービスとして提供することで中小企業は安心して「Big Advance」の機能を活用することができ、かつ金融機関とのコミュニケーションも増加するため、融資等の金融サービスもスムーズに享受できる可能性が高まります。さらに、「Big Advance」はオンラインで士業に相談できる機能を搭載し、地域金融機関と連携しながら日本全国の士業とのパートナーシップを構築しております。2020年9月末時点で2,164名の士業が「Big Advance」のプラットフォームに参加しています。



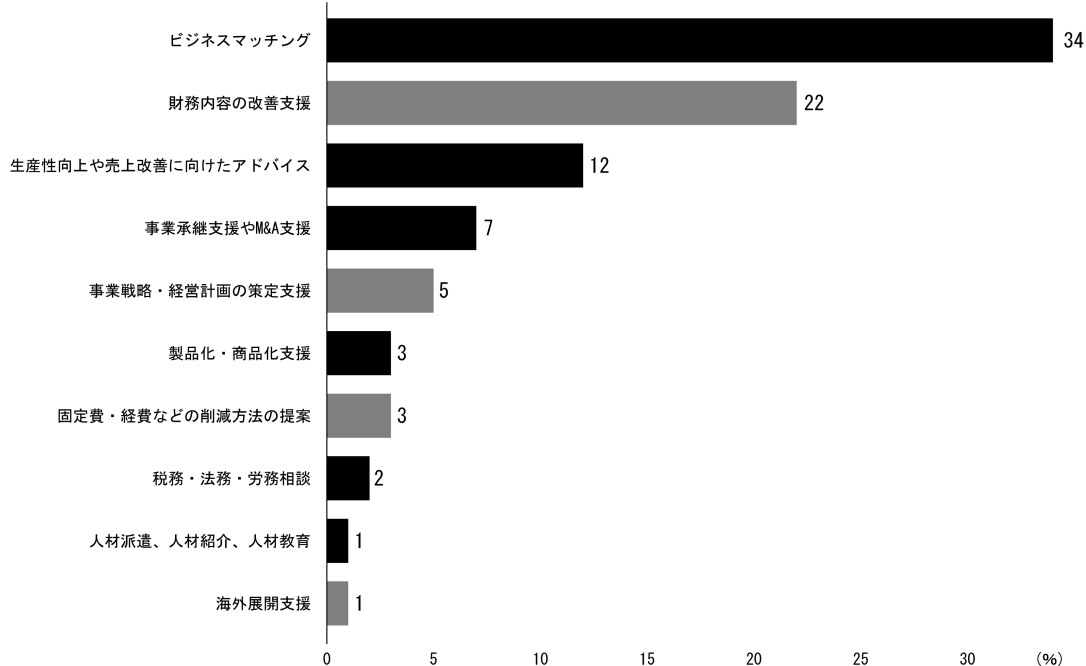
- (注) 1. リスクテイク行動：「2015年度中小企業の成長と投資行動に関する調査報告書（2016年3月、株式会社帝国データバンク）」に記載の通り、ただ闇雲にリスクを取るのではなく、取るべきリスクを選択し収益拡大に資するような行動を指すこととする。
2. 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査（2015年12月、株式会社帝国データバンク）」

② 「テクノロジー」と「Face to Face」を融合し、様々な企業ニーズに対応

金融庁が2018年に実施した中小企業向けのアンケート「貴社の売上や収益、利益の改善に寄与した金融機関が提供した代表的なサービスは何ですか？」（注）という問いかけに対し、主な回答項目の10個のうち6つを「Big Advance」はカバーしております。また従来、企業と金融機関とのコンタクト方法は電話が中心でありコミュニケーションコストが非常に高かったところ、「Big Advance」のチャット機能を活用することにより、金融機関と気軽にコミュニケーションをとることができ、経営課題の早期発見・早期解決にも効果を発揮しております。

ビジネスマッチング機能では、これまで企業が金融機関にマッチングを依頼すると、その金融機関内で保有する情報をもとにマッチング候補先を紹介されるためマッチングの成約率に限界がありました。「Big Advance」では、「Big Advance」導入金融機関の全ての取引先のマッチングニーズを企業自ら検索することができるため、マッチング候補先を効率的かつ地域を越えて見つけることが可能となっており、またマッチングの面談依頼とセッティング自体は、金融機関が間に入ってコーディネートする仕組みになっているため、安心して面談を実施できる仕組みとなっております。また「Big Advance」の導入金融機関及び会員企業数が増加することによって更なるネットワーク効果が発揮されます。

(注) 「貴社の売上や収益、利益の改善に寄与した金融機関が提供した代表的なサービスは何ですか？」のアンケートの回答は以下のとおり。下図の黒塗り箇所は「Big Advance」が対応しているサービス領域



(出典：「企業アンケート調査の結果<中間報告>」2018年6月、金融庁)

③金融庁、財務局、第二地方銀行協会等からの認知

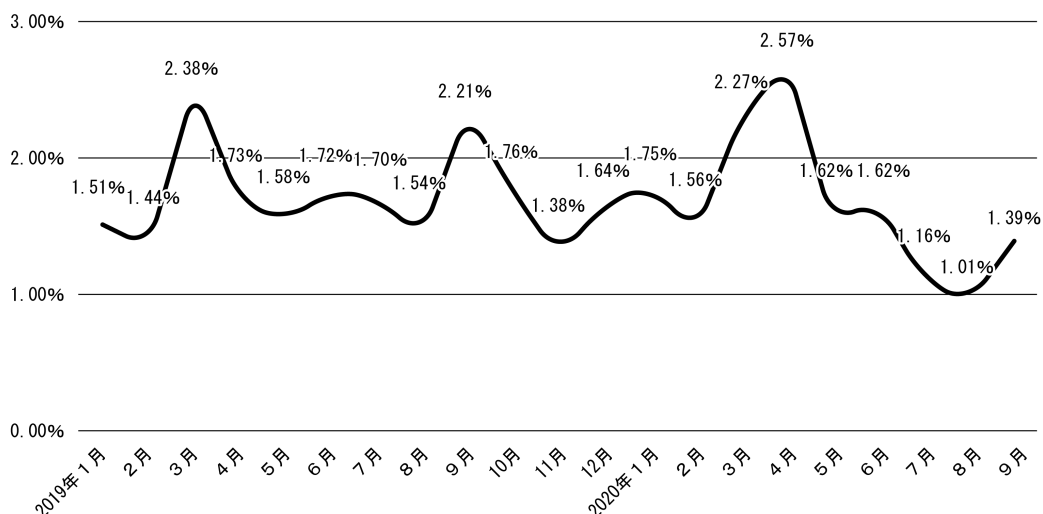
関東財務局東京財務事務所や第二地方銀行協会のセミナー等での講演活動や、「Big Advance」や地域金融機関との協業に関する講演活動を行うとともに、2019年8月に公表された金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」に地域金融機関との提携例の1つとして、「金融機関広域連携プラットフォームを提供する企業と連携し、地域企業のビジネスマッチングを支援」するサービスとして、当社事例が掲載されており、官公庁や第二地方銀行協会等に対する当社サービスの認知度は向上しているものと考えております。

④ 高い安定性を誇るBtoB・SaaSモデル

当社は、主に中小企業向けサービスをSaaSモデルで提供しており、損益分岐点を超える会員企業数を獲得できた後は、安定的に収益を計上できることから、外部環境の変化に強く、安定的かつ継続的な収益構造にあります。また、継続率の長期化を目的とした機能改善の開発やカスタマーサクセス等に投資しております。「Big Advance」の会員企業の獲得は、導入金融機関の担当者が推進しており、会員企業は「Big Advance」登録後も活用方法などのサポートを金融機関の担当者から継続的に受けられます。

また活用のサポート活動を通して会員企業のニーズを収集し、すばやくサービスにフィードバックすることで、会員企業が急伸する中においても2019年10月～2020年9月の平均チャーンレート（注）は、1.64%で推移しております。

チャーンレート推移(%)



(注) 当月解約企業数÷前月末有料会員企業数で算出

⑤ 企業文化

当社では「Commit myself (今、自分にできる最高の仕事をしよう)」「Big & Speedy (大胆な方針を立て、素早く実行しよう)」「Team is Great (一人ではできないことを成し遂げよう)」という3つの行動指針を共通の価値観として大切にしています。その結果、メンバーは高い自律性と専門性を発揮しながらも強いチームワークを持ち、AIを始めとする先進的なテクノロジーを追求しながら、利用企業が使いやすい温もりのあるサービスの開発・提供に取り組んでおります。

(4) 経営環境

国内経済環境としては、少子高齢化を背景とした労働力不足が問題視される一方で、政府主導により時間外労働時間の上限引き下げ等の労働法規の改正といった働き方改革が推進される中、労働生産性の向上に向けたソリューションへの期待が高まっているものと認識しております。そのような状況の中、当社が事業展開する「国内ソフトウェア市場」はこれまで大きな成長を果たしてきており、今後も引き続き成長が見込まれる市場として注目を集めております。2018年7月に公表されたIDC Japan株式会社「国内ソフトウェア市場予測2018年～2022年」によれば、2017年の実績は前期比5.8%増の2兆8,579億円に達しており、2017年から2022年の年間平均成長率は4.5%であり2022年には3兆5,694億円に達するものと見込まれます。また協業パートナー先である金融業界においても、国内のFinTechエコシステム関連IT支出は、2018年に419億円、2022年には1,681億円に拡大すると予想されています(注)。

一方で、現在わが国をはじめ世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響で、各国で経済活動が強く制限されており、わが国の中小企業においても消費の急激な落ち込みの影響を甚大に受けているものと考えられます。このような状況の中、当社の経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、インターネット上でビジネスマッチングなどの機能を利用できるなど非対面サービスであること、また地域や金融機関の枠を超えて全国の会員企業とビジネスを創出することができること等において優位性を発揮するとともに、中小企業の経営支援により効果を発揮するものと認識しております。

しかしながら、今後の状況によって、経済活動自体が減速することとなった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があり、今後の経営環境の変化を注視していく必要があるものと考えております。

(注) IDC JAPAN 「FinTechエコシステム関連IT支出額予測2017年～2022年」

(5) 中長期的な経営戦略

① ユーザー基盤の更なる拡大

当社のビジネスモデルの大きな特徴ですが、「Big Advance」の会員企業獲得は、導入金融機関の各支店の担当者が推進しており、会員企業数はサービスリリース以来順調に拡大しております。当社としては、これまで金融機関の各支店の担当者の会員獲得推進サポートとして、担当者向け研修や同行訪問等を実施しております。

2019年6月から半年に1回「BAカンファレンス」と称し、導入金融機関の「Big Advance」推進担当者が一堂に会し金融機関の枠を超えて情報交換をできる機会を設けております。また2019年10月には、カスタマーサクセス事業部を立ち上げ、「Big Advance」の管理画面の使い方の指導や成功事例の共有等を実施し、各金融機関の更なる顧客獲得の推進に努めております。

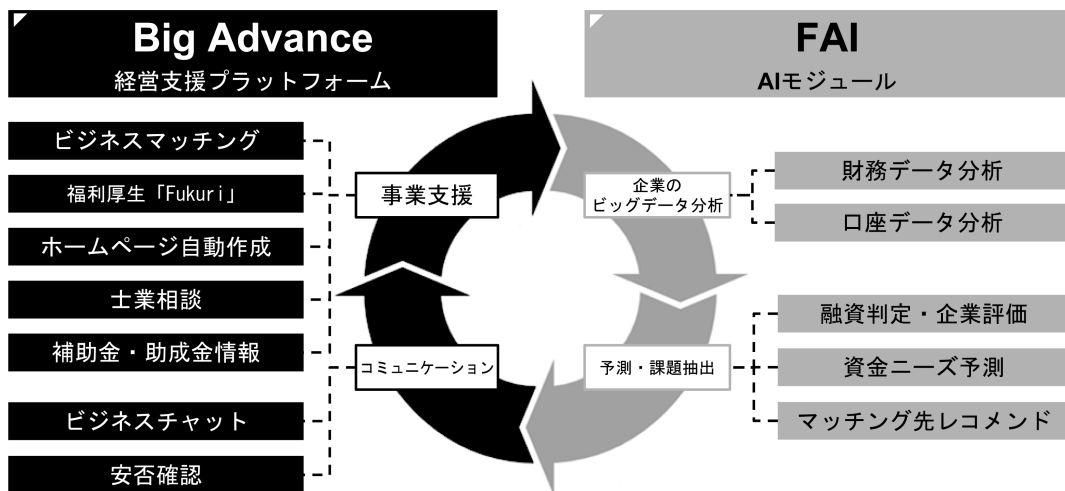
2018年4月に横浜信用金庫をパイロットユーザーとしてサービス開始以降、金融機関の担当者及びカスタマーサクセス事業部を通じて、金融機関及び会員企業のニーズを即時に収集し、開発現場への即時共有を徹底することで、顧客である金融機関及び会員企業のニーズにあったUI・UXの改善及び各種機能の拡充等を図ってまいりました。結果、隔週単位でバージョンアップを実施し、サービス開始以降は3,000箇所以上(2020年9月末)の機能改善の実施を実現しております。

今後さらに導入金融機関との連携を深め金融機関あたりの会員企業数の拡大を図ると同時に、サービスの認知度向上、機能強化に努めて、新たな導入金融機関及び会員企業の開拓を図ってまいります。

② データ活用による高付加価値化と機能拡充

現在「Big Advance」には、「FAI」のビジネスマッチングのレコメンドモジュールが搭載されており、企業におすすめのマッチング情報を表示しています。当社は、これまで数多くの金融機関とPOC(注)を実施し、独自のAIアルゴリズム「FAI」を開発してきました。金融機関が保有する膨大な金融データやプラットフォーム上で蓄積されるビッグデータを活用し、企業の状況に最適化された分析結果をリアルタイムに算出します。

今後、金融機関に提供しているAI企業評価アルゴリズムの搭載や、金融機関の勘定系システムとAPI連携することにより、従来から提供している金融サービスのデジタルトランスフォーメーションDX(デジタルトランスフォーメーション)を実現していくことで、会員企業のさらなる利便性向上を目指します。この連携を行うことにより、例えば企業が融資を申し込む際に、「Big Advance」上からオンラインで融資申込みができ、金融機関は「FAI」を活用することにより、審査期間の短縮を図ることが可能となります。また、金融機関が保有する企業の財務データや口座データ等を企業側の「Big Advance」上に表示することにより、企業の経営改善の重要指標として活用いただく等、収集したデータをAIモジュール「FAI」で分析し、より価値のあるアウトプットへ変換することも可能となります。

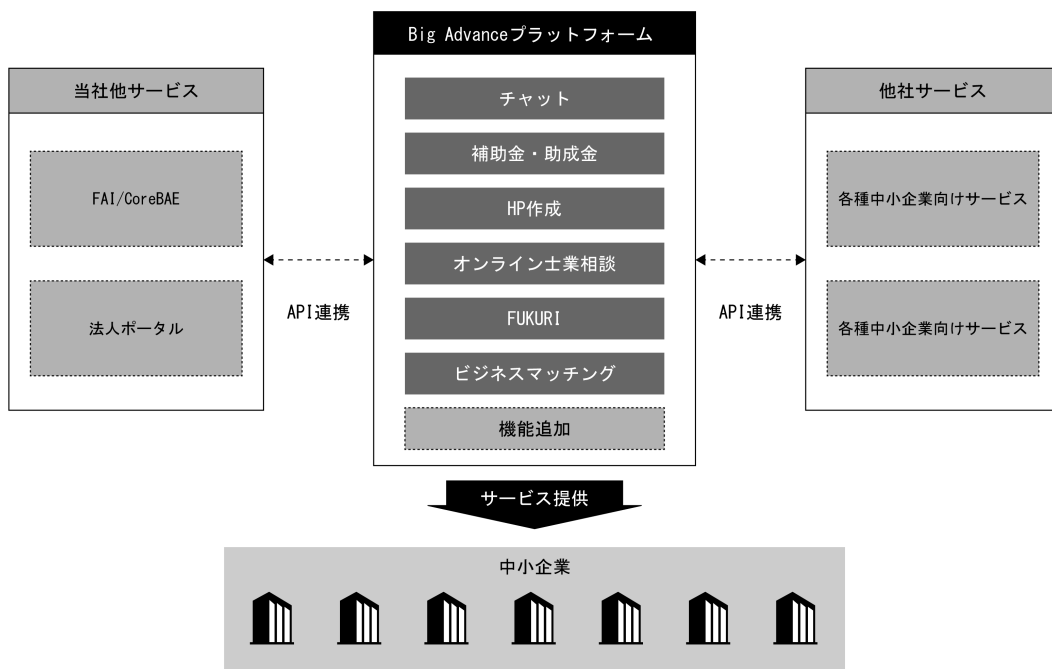


(注)POC : Proof of Conceptの略称。新しい概念や理論、原理、アイデアの実証を目的とした、試作開発の前段階における検証やデモンストレーションを指します。

③ 収益力向上とオープン戦略

今後、様々な新機能・オプション機能を「Big Advance」に追加することにより、収益力の向上を図ります。オプション機能としては、2020年10月に、従前は会員企業においてビジネスマッチングやホームページ自動作成などの全機能を利用できる権限を有するユーザーは1ユーザーであったものの、月額200円で1ユーザーを追加できる機能をリリースしております。

また「Big Advance」をAPI公開することにより、当社の他サービスに加え、他社サービスとの連携を進め、企業の様々なニーズにスピーディーに対応できる中小企業向け経営支援プラットフォームの構築を進めてまいります。



(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 情報管理体制の強化

当社が提供するサービスは、ビジネスの根幹となるインフラ機能であり、また機密性の高い情報を多く扱っているため、セキュリティの確保や情報管理体制の継続的な強化をしていくことが重要であると考えております。現在個人情報保護方針及び情報セキュリティ基本方針に基づき、情報管理を徹底しておりますが、今後も継続して自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社の持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、組織体制等を強化していくことが重要であると捉えております。当社の経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築、研修体制の充実等に取り組んでまいります。

③ システムの強化

当社はインターネット上でサービスを提供しており、システムの安定的な稼働が必要不可欠となっております。自然災害や事故等により、通信トラブルが生じた場合、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があるため、当社では、システムの安定性確保のための人員確保、教育・研修の実施等を継続して努めてまいります。

④利益及びキャッシュ・フローの創出

当社の収益の中心は、サブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続してサービスが利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下しており、今後も中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めて参ります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(特に重要なリスク)

① システムトラブルについて

当社が展開する事業は、インターネットを介してサービスを提供する形態であり、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼします。

また、当社のサービスは、外部クラウドサーバAmazon Web Services社が提供するサービス（以下、「AWS」という。）を利用して提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。

これまでのところ、当社においてAWSに起因するサービスの停止やトラブル等は起こっておりませんが、システムエラーや人為的な破壊行為、自然災害等の当社の想定していない事象の発生によりAWSが停止した場合には、顧客への損害の発生やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社ではAWSが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整備しております。AWSは、FISC安全対策基準（注）を満たす安全性を備えております。

(注) FISCとは、金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のことを指します。

② 情報セキュリティ及び個人情報等の漏洩について

当社事業においては、個人情報や機密情報が含まれているデータ等を大量に取り扱っております。また、AI企業評価アルゴリズム「FAI」を開発・提供するにあたり、金融機関や顧客から取得した機密情報を含むデータを用いて人工知能の学習を行うことがあります。

万が一、こうしたデータの情報漏洩、改ざん、または不正使用等が生じた場合、もしくは何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客への損害賠償やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する可能性は高くないと認識しております。

当社におきましては、2015年8月にプライバシーマークを取得し、さらに情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014）「ISO 27001」の認証を取得し、当該公的認証に準拠した体制を整備しており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止についても体系的な対策を講じております。なお、万一の場合に備え、サイバー保険を付保しております。

③ 特定サービスへの依存について

当社は「Big Advance」を主力サービスと位置付けており、経営戦略上今後も当該サービスを主軸とした事業展開に注力していく方針であります。

国内外の経済情勢や技術革新等による事業環境の変化や当社サービスの競争力低下が生じた場合には、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場は継続的に拡大していることに加え、クラウド関連市場は近年急速に拡大しており、今後も当該サービスは一層拡大していくものと考えております。さらに当社におきましては、「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、継続的なユーザビリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化の実施、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、及び研究開発活動の推進等に努めてまいります。

(重要なリスク)

④ 法的規制等について

当社事業においては、主として「電気通信事業法」及び関連法令等の規制を受けており、届出電気通信事業者としての届出を実施しており、ユーザーの通信の媒介にかかる通信の秘密の遵守等が義務付けられております。なお、当該届出について有効期限の定めはございません。

また、当社事業に関連するFinTech領域では、「銀行法」の改正が行われるなど、新たなサービスに関する法令整備が進んでおり、今後新たな法令等が成立することで追加の規制を受ける可能性があります。現時点では特段認識しているものはありませんが、今後既存の規制への抵触あるいは何らかの新たな規制による当社事業運営への影響が生じる場合は、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、法務コンプライアンス部門を設置し、さらに顧問弁護士等とも連携し、最新の情報を収集しております。法的規制等への対応が必要となった場合には、法務コンプライアンス部門を中心に、適切な対応をとれる体制を整備しております。

⑤ 協業パートナー先である金融機関との連携について

当社は、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結んで事業展開をしており、本書提出日現在において40社を超える金融機関と連携してそれぞれ「Big Advance」を提供しております。当社は全国の地域金融機関を通じて「Big Advance」の会員企業を増加しております。現時点での特段の懸念事項は生じておりませんが、今後において金融機関の戦略等の変更あるいは金融機関における会員企業の開拓に係る何らかの支障が生じた場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、金融機関の枠を超えた情報交換の場である「BAカンファレンス」を半年ごとに実施する等金融機関との関係を強化するとともに、一部の金融機関とは資本業務提携をするなど良好な関係を維持継続できるよう努めております。

⑥ 競合について

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場においては、サービスを提供する企業が多数参入していることに加え、クラウド関連市場は、近年急速に拡大している分野であるため、さらに多数の競合企業が参入する可能性があります。全国の金融機関を通じて会員企業を拡大する当社のビジネスモデルは参入障壁が高く、競合企業が参入することは困難であると認識しております。

競合企業の競争力向上や競合環境の変化にともなって、当社における十分な差別化が困難となり競争力が低下した場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結び、独自の開発ノウハウを活用したサービスを提供することにより、市場における優位性を構築してまいりました。今後も継続的にユーザビリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化を実施していくことにより、サービスの競争力の維持向上に努めてまいります。

⑦ 技術革新について

当社の事業に関連するクラウドサービス及びAIを取り巻く技術革新のスピードは大変速く、技術革新への対応が遅れた場合は、想定外の開発費等の費用が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社はこうした技術革新に対応できるよう、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、研究開発活動の推進等を行っていく方針であります。

⑧ 既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について

当社サービスは、サブスクリプション型のビジネスモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規会員

企業の獲得のみならず、既存会員企業の維持が重要と考えております。

しかしながら、当社サービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、顧客ニーズに合致しない等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となった場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、既存会員企業の維持については、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。

⑨ 人材の確保と育成について

当社が今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保と育成を重要課題の一つであると位置付けております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な社員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社の事業拡大の制約となり、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクは一定程度予見が可能であり、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上にあたっては、テクノロジー部門を中心に極めて高度な技術力を有する人材が要求されていることから、優秀な人材を積極的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用・育成も同時に進めていく必要性を強く認識しており、そのための風土づくりや、人事制度、福利厚生 の充実などに努めております。

⑩ 継続的な投資と赤字計上及びマイナスの営業キャッシュ・フローについて

当社は、継続的な成長のため、「Big Advance」における導入金融機関数及び会員企業数の拡大、新規サービスの拡充に努めてまいりました。具体的には、「Big Advance」の機能開発及びユーザビリティの改善、導入金融機関数及び会員企業数拡大に向けた人件費の増加や採用費の発生があります。これらの取り組みを積極的に進め継続的な投資を行ってきたこともあり、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載の通り、2016年3月期（第9期）から最近事業年度である2020年3月期（第13期）において損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが発生しております。

計画通りに事業が伸長しない場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しております。

一方、先行投資が奏功したことで売上高及び売上総利益は継続して増加しており、2021年3月期第2四半期累計期間においては営業黒字を計上し、収益力の改善が進んでいる状況にあり、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

今後も開発部門、営業部門及びカスタマーサポート部門等における優秀な人材の採用を積極的に行うとともに、ユーザビリティの改善等サービスの継続的な拡充を進め、売上高拡大に向けた取り組みを行っていく方針であります。

⑪ 横浜信用金庫との提携等について

当社主力サービスである「Big Advance」の商標権は、2018年4月の「Big Advance」リリース時に最初に導入した金融機関である横浜信用金庫（以下、「同社」という）と共同で保有しており、今後も共同保有を継続する予定であります。なお、同社との間では商標権共有に関する覚書を締結しておりますが、当社は、「Big Advance」の商標の使用及び金融機関に対する通常実施権の設定について制限を受けることがないことから、現時点で特段の懸念事項等は生じておらず、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、顕在化する蓋然性は極めて低いと認識しております。

また、当社は「Big Advance」における導入金融機関数を拡大するにあたり、当社と同社との間で金融機関での「Big Advance」展開の促進を図ることを目的として、業務連携契約を締結し、同社より他の金融機関で利用可能な「Big Advance」のパナー広告や会員企業向けの連絡文書等のコンテンツの提供を受け、当社よりその使用料を支払っております。現時点で特段の懸念事項等は生じておりませんが、万が一両社の関係性が悪化した場合には、契約破棄により一時的に「Big Advance」のコンテンツ作成及び提供に影響が生じる可能性があります。両社の関係性は極めて良好であることから、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、顕在化する蓋然性は極めて低いと認識しております。

今後も当社は「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、当社としてユーザビリティの改善等サービスの継続的な拡充を進めるとともに、同社とも良好な関係を維持してまいります。

⑫ 自然災害・感染症等について

地震や台風等の自然災害、未知のコンピュータウイルス、テロ攻撃、システムトラブル又は伝染病といった想定を超える自然災害や事故が発生した場合、当社が保有する設備の損壊や電力供給、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクの蓋然性を見通すのは困難であります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、当社は全国の地域金融機関を通じて会員企業を増加しておりますが、感染拡大の影響による地域金融機関の臨時休業および外訪の制限等により、営業活動が低迷する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、感染拡大への対策として、従業員への検温や不要不急の外出禁止依頼、手洗い、マスク着用の励行、発熱があった際の出社禁止等の対応を実施しております。それでも従業員への感染が発生した場合は、本社を閉鎖し、消毒作業の実施が必要となる可能性があります。

さらに、当社では予測が不可能かつ突発的な自然災害や事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄食料の確保等トラブルの事前防止又は回避に努めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態の状況

第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ159,733千円増加し、322,665千円となりました。これは主として、第三者割当増資により現金及び預金が134,377千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ17,228千円増加し、30,301千円となりました。これは主として、オフィス移転に伴う内装工事などの有形固定資産が9,812千円、及び新オフィスを賃貸借契約したことによる差入保証金が6,793千円それぞれ増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ40,845千円増加し、84,666千円となりました。これは主として、業務委託スタッフの増加に伴う外注費及びサーバー等の開発環境の整備に伴う通信費の増加により未払費用が22,402千円、売上の増加により未払消費税等が12,408千円それぞれ増加したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ17,860千円増加し、23,486千円となりました。これは、手許運転資金の確保を目的として取引金融機関より借入を行ったことにより長期借入金金が17,860千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ118,255千円増加し、244,815千円となりました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本準備金が各70,004千円増加した一方で、当期純損失の計上により利益剰余金が21,753千円減少したことによるものです。

第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産合計は、前事業年度末に比べて429,982千円増加し、752,647千円となりました。これは主に、第三者割当増資等により現金及び預金が397,489千円増加したこと、及び営業活動に関わる収入の増加により売掛金が40,246千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産合計は、前事業年度末に比べて862千円減少し、29,439千円となりました。これは主に、取引金融機関への借入金返済に際し融資保証料が返戻されたことにより長期前払費用が752千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債合計は、前事業年度末に比べて11,975千円増加し、96,641千円となりました。これは主に、取引金融機関への借入返済を行ったことにより1年内返済予定の長期借入金金が8,572千円減少した一方、業務委託スタッフの増加に伴う外注費及びサーバー等の開発環境の整備を引き続き行ったことによる通信費の増加に伴う未払費用の増加13,169千円及び営業黒字に転じたことによる未払法人税等の増加5,972千円によるものです。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債合計は、取引金融機関への借入金の全額を返済したことにより、長期借入金残高が無くなり、前事業年度末に比べて23,486千円減少しました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて440,630千円増加し、685,445千円となりました。これは主に、四半期純利益40,027千円を計上したことに加え、及び第三者割当増資等により資本金及び資本準備金がそれぞれ200,301千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や、雇用・所得環境の改善が続いたことを背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、米中貿易摩擦による世界経済の減速懸念、英国のEU離脱による欧州経済の停滞リスク、2019年10月の消費増税の影響、さらには新型コロナウイルス感染症の急速な世界的蔓延により、景気後退の局面にあるものと思われま。

このような経済環境下において、当社は「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンのもと、中小企業における労働生産性の向上、経営課題解決に向けたソリューションを提供するべく、当社が提供する中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の推進に尽力して参りました。

新規導入金融機関獲得に向けた営業活動の強化、金融機関と連携した中小企業会員向けの営業活動の強化、既存サービスのさらなる機能強化に努めた結果、当事業年度における導入金融機関数は24社となりました。またその顧客である中小企業会員数においても順調に増加し、当事業年度において新規企業会員数は10,368社増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は413,671千円(前事業年度比123.3%増)となり、営業損失は21,240千円(前事業年度は98,502千円の営業損失)、経常損失は21,462千円(前事業年度は98,664千円の経常損失)、当期純損失は21,753千円(前事業年度は98,954千円の当期純損失)となりました。

なお、当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞が続く中、緊急事態宣言が解除され、経済活動が徐々に再開したことによって回復の兆しは見られるものの、感染拡大は未だ終息せず先行きは不透明な状態が継続しております。

そのような状況下、当社は、中小企業向けの経営支援プラットフォーム「Big Advance」を提供し、日本全国の地域金融機関と連携し、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながるソリューションを提供しております。

また、当社では金融機関が保有する、取引先に関する各種ビッグデータや、中小企業のソリューション活用活動ログデータを元にしたAI(人工知能)の研究を行っており、各AIをAPIで利用可能にしたAIモジュール「FAI」を開発しております。

当社が提供する経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、金融機関と取引先である中小企業との対面機会が減少している状況においてもチャットでのコミュニケーションやオンラインでのビジネスマッチングの提供が可能であること等から、導入する金融機関数及びその顧客である中小企業の会員企業数は順調に増加しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は388,172千円となり、営業利益は46,377千円、経常利益は46,351千円、四半期純利益は40,027千円となりました。

なお、当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略してお

ります。

③ キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度と比べて134,377千円増加し、249,730千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、12,059千円(前事業年度比86.3%減)となりました。これは主に、税引前当期純損失21,462千円を計上したこと、「Big Advance」導入金融機関数の増加に伴い売掛債権の増加額が24,930千円となった一方で、人件費及び業務委託スタッフの増加に伴う外注費の増加による未払費用の増加額が22,402千円となったこと、課税売上の増加により未払消費税等の増加額が12,408千円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、15,817千円(前事業年度比22.4%増)となりました。これは主に、オフィス移転に伴う内装工事などの有形固定資産の取得による支出15,745千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、162,254千円(前事業年度比545.3%増)となりました。これは主に、第三者割当増資により生じた株式の発行による収入140,009千円、及び取引金融機関からの長期借入による収入30,000千円によるものです。

第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度に比べて397,489千円増加し、647,220千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、32,228千円となりました。これは主に、「Big Advance」の新規導入金融機関及び会員企業数の増加により売上債権が40,246千円増加した一方で、税引前四半期純利益46,351千円を計上したこと、未納品案件の減少に伴う仕掛品計上額の減少により棚卸資産の減少額が3,276千円となったこと、サーバー等の通信費及び業務委託スタッフの増加に伴い外注費が増加したことによる未払費用の増加額が13,169千円となったこと、課税売上の増加により未払消費税等の増加額が1,452千円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、3,284千円となりました。これは主に、従業員の増加により業務及び開発用のパソコンの購入したことなどの有形固定資産の取得による支出3,992千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、368,544千円となりました。これは主に、取引金融機関への長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の返済による支出32,058千円があった一方、第三者割当増資により生じた株式の発行による収入400,152千円があったことによるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第13期事業年度及び第14期第2四半期累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	第13期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第14期第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
ビジネスプラットフォーム事業	413,671	223.3	388,172

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態の分析・検討内容

前項「(1)経営成績等の状況 ① 財政状態の状況」をご参照ください。

b 経営成績の分析・検討内容

第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(売上高)

売上高は、既存サービスの機能強化及び新規顧客の開拓などに努めたことにより、当社が提供する中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、2020年3月末における導入金融機関数26社(前年同期比24社増加)、その顧客である中小企業の会員登録がなされた会員企業数12,792社(前年同期比427.7%増)、解約率1.74%(2019年4月~2020年3月の平均)と目標とする2%以内に収まっており、順調に拡大した結果、413,671千円(前事業年度比123.3%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は191,000千円(前事業年度比34.2%増)、売上総利益は222,671千円(前事業年度比418.6%増)となりました。主な要因は、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の売上増加に伴う、システム開発等を委託するための外注費の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は243,911千円(前事業年度比72.5%増)、営業損失は21,240千円(前事業年度は98,502千円の営業損失)となりました。主な要因は、業容拡大のための営業及びコーポレート部門の人員増強による人件費及び採用教育費の増加によるものであります。

(営業外損益、経常損失)

営業外収益は102千円(前事業年度比794.9%増)となりました。主な内容は、業務委託料であります。また、営業外費用は325千円(前事業年度比87.1%増)となりました。これは主に、支払利息であります。以上の結果、経常損失は21,462千円(前事業年度は98,664千円の経常損失)となりました。

(税引前当期純損失、当期純損失)

法人税等合計は290千円となりました。

以上の結果、当期損失は21,753千円の損失となりました。

第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(売上高)

売上高は、388,172千円となりました。これは主に、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の2020年9月末における導入金融機関数42社(前年同期比30社増加)、その顧客である中小企業の会員登録がなされた会員企業数27,914社(前年同期比429.6%増)、解約率1.64%(2019年10月～2020年9月の平均)と目標とする2%以内に収まり、順調に拡大したことによる売上高の増加によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は175,129千円となりました。これは主に、売上増加に伴うシステム開発等の業務委託費が増加したことによる外注費の増加、及びサービス提供に係る通信費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は213,042千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は166,665千円となりました。これは主に、業容拡大に伴う営業部門の人件費及び人材採用費の増加によるものであります。この結果、営業利益は46,377千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は75千円となりました。これは主に、雑収入によるものであります。また営業外費用は101千円となりました。これは主に、支払利息によるものであります。

(税引前四半期純利益、四半期純利益)

法人税等合計は6,324千円となりました。

以上の結果、四半期純利益は40,027千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

前項「(1)経営成績等の状況 ③ キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社はこれまで断続的に営業損失を計上して参りましたが、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ることを念頭に置きつつ、新株発行及び金融機関からの借入を中心とした資金調達により必要資金を賅ってまいりました。当事業年度においては、金融機関数及び会員企業数の順調な拡大に伴い、事業運営にあたり十分な資金を収入によって確保できている状態にあると言えます。また当社はサブスクリプション型のユーザー課金モデルを採用しているため、課金対象となる既存会員数が利用を継続する限り、安定的な収入の増加が可能であります。

当社における主な資金需要は、エンジニア部門・営業部門に係る人件費・採用費、サーバーなどの通信費を含めた運転資金であります。今後も営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ることを中心としながらも、資金需要の必要性に応じて金融機関からの借入等外部資金の活用を含め、最適な方法による資金調達を行う予定であります。

なお、当事業年度末における有利子負債残高は32,058千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は249,730千円となっております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、提供するサービスの付加価値向上及び新サービスの開発を目的として開発活動を行っておりますが、第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)において研究開発費の計上はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度における設備投資の総額は15,745千円であり、その主な内容は、オフィス移転に伴う造作工事、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資及び業務用パソコン等の工具・器具備品の取得等であります。

なお、当事業年度においてサーバー799千円の売却を行っております。

当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第14期第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当第2四半期累計期間における設備投資の総額は3,992千円であり、その主な内容は業務及び開発用のパソコンの取得であります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社はビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備	9,390	7,604	16,994	29 [3]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びアルバイトを含む)は年間の平均人員を [] に外数で記載しております。
4. 本社の建物は貸借しており、その年間賃貸料は19,098千円であります。
5. 当社は、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年10月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,860,000
計	27,860,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,967,380	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	6,967,380	—	—

- (注) 1. 当社は、2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2020年8月14日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 2014年6月14日臨時株主総会決議

決議年月日	2014年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 1 当社取引先 1
新株予約権の数(個) ※	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800 [56,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	500 [8] (注) 2、3
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年7月1日 至 2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 500 [8] 資本組入額 250 [4]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末(2020年10月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2017年2月16日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失

したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社乃設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

第2回新株予約権 2015年4月10日臨時株主総会決議

決議年月日	2015年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社役員 2 当社従業員 1 当社取引先 2 [1]
新株予約権の数(個) ※	55 [52]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,500 [364,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,500 [22] (注)2、3
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年5月1日 至 2025年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,500 [22] 資本組入額 750 [11]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末(2020年10月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2017年2月16日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない(ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く)。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分

割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の定めに従って決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
本新株予約権の定めに従って決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の定めに従って決定する。

第3回新株予約権 2017年6月28日定時株主総会決議（2017年6月28日及び2017年12月11日開催の取締役会決議）

決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取引先 1 当社従業員 2	当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	700	250
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 700 [49,000] (注)1	普通株式 250 [17,500] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	9,000 [129] (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年6月1日 至 2027年5月31日	自 2020年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 9,000 [129] 資本組入額 4,500 [65]	同左
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—	

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末（2020年10月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に轉換される証券もしくは轉換できる証券の轉換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認め

た場合を除く。

- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第4回新株予約権 2018年6月25日定時株主総会決議(2018年10月15日及び2019年4月22日開催の取締役会決議)

決議年月日	2018年10月15日	2019年4月22日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 4	当社従業員 8
新株予約権の数(個) ※	420	555
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 420 [29,400] (注)1	普通株式 555 [38,850]
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	14,706 [211] (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年11月1日 至 2028年10月31日	自 2021年5月1日 至 2029年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 14,706 [211] 資本組入額 7,353 [106]	同左
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—	

※ 最近事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末(2020年10月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第5回新株予約権 2019年7月19日臨時株主総会決議（2019年12月16日及び2020年2月28日開催の取締役会決議）

決議年月日	2019年12月16日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社従業員 9 [7]	当社役員 3 当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	271 [141]	1,130
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 271 [9,870]	普通株式 1,130 [79,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	25,410 [363] (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年12月17日 至 2029年12月16日	自 2022年3月1日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 25,410 [363] 資本組入額 12,705 [182]	同左
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、買入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—	

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末（2020年10月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に

付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）
- ④ 新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年4月30日 (注) 1	普通株式 112	普通株式 497	12,500	30,000	4,300	4,300
2016年1月29日 (注) 2	普通株式 100	普通株式 597	2,750	32,750	2,750	7,050
2016年9月30日 (注) 3	A種優先株式 112	普通株式 597 A種優先株式 112	50,400	83,150	50,400	57,450
2017年2月16日 (注) 4	普通株式 59,103 A種優先株式 11,088	普通株式 59,700 A種優先株式 11,200	—	83,150	—	57,450
2017年6月30日 (注) 2	普通株式 2,000	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200	1,300	84,450	1,300	58,750
2018年2月14日 (注) 5	B種優先株式 13,600	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 13,600	100,000	184,450	100,000	158,750
2018年7月30日 (注) 6	B種優先株式 2,040	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640	15,000	199,450	15,000	173,750
2019年7月30日 (注) 7	C種優先株式 5,510	普通株式 61,700 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510	70,004	269,455	70,004	243,755
2020年4月17日 (注) 2	普通株式 300	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510	225	269,680	225	243,980
2020年4月30日 (注) 8	D種優先株式 5,184	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	200,076	469,756	200,076	444,056

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月13日 (注) 9	普通株式 37,534 A種優先株式 △11,200 B種優先株式 △15,640 C種優先株式 △5,510 D種優先株式 △5,184	普通株式 99,534	—	469,756	—	444,056
2020年10月23日 (注) 10	普通株式 6,867,846	普通株式 6,967,380	—	469,756	—	444,056

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格150,000円 資本組入額111,607円
割当先 松尾幸一郎、森垣昭、野本昌孝、楽市楽座ファンド1号投資事業有限責任組合、関根光、株式会社エンライブ
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 有償第三者割当 発行価格900,000円 資本組入額450,000円
割当先 Fin Techビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、かながわ成長企業投資事業組合、株式会社アドウェイズ、TIS株式会社
4. 株式1株につき100株とする株式分割によるものであります。
5. 有償第三者割当 発行価格14,706円、資本組入額7,353円
割当先 AT-II投資事業有限責任組合、TIS株式会社、株式会社金子事務所、松尾幸一郎
6. 有償第三者割当 発行価格14,706円 資本組入額7,353円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合
7. 有償第三者割当 発行価格25,410円 資本組入額12,705円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合、Fenox Venture Company X,L.P、横浜信用金庫、紀陽リース・キャピタル株式会社
8. 有償第三者割当 発行価格77,190円 資本組入額38,595円
割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合、日本ユニシス株式会社、Merry Gate ホールディングス株式会社、肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、株式会社仙台銀行、株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング、碧海信用金庫
9. 優先株式の取得及び消却
当社は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
10. 株式1株につき70株とする株式分割によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	—	10	1	—	16	30	—
所有株式数 (単元)	—	465	—	13,283	1,376	—	54,544	69,668	580
所有株式数 の割合(%)	—	0.6	—	19.1	2.0	—	78.3	100.0	—

- (注) 1. 2020年8月14日開催の臨時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,966,800	69,668	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 580	—	—
発行済株式総数	6,967,380	—	—
総株主の議決権	—	69,668	—

- (注) 1. 2020年8月14日開催の定時株主総会において定款変更が決議され、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年7月20日)での決議状況 (取得期間2020年8月13日)	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 当社は、2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2020年7月20日開催の取締役会決議により、2020年8月13日付で会社法第178条に基づき上記の自己株式を消却しております。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。当社は現在成長過程にあり、内部留保を確保し、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、継続的な利益還元につながるかと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、内部留保の確保とのバランスを考慮した上で実施していくことを基本方針としておりますが、当面は内部留保を優先し、さらなる事業の強化を図っていく方針であります。

配当実施の時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

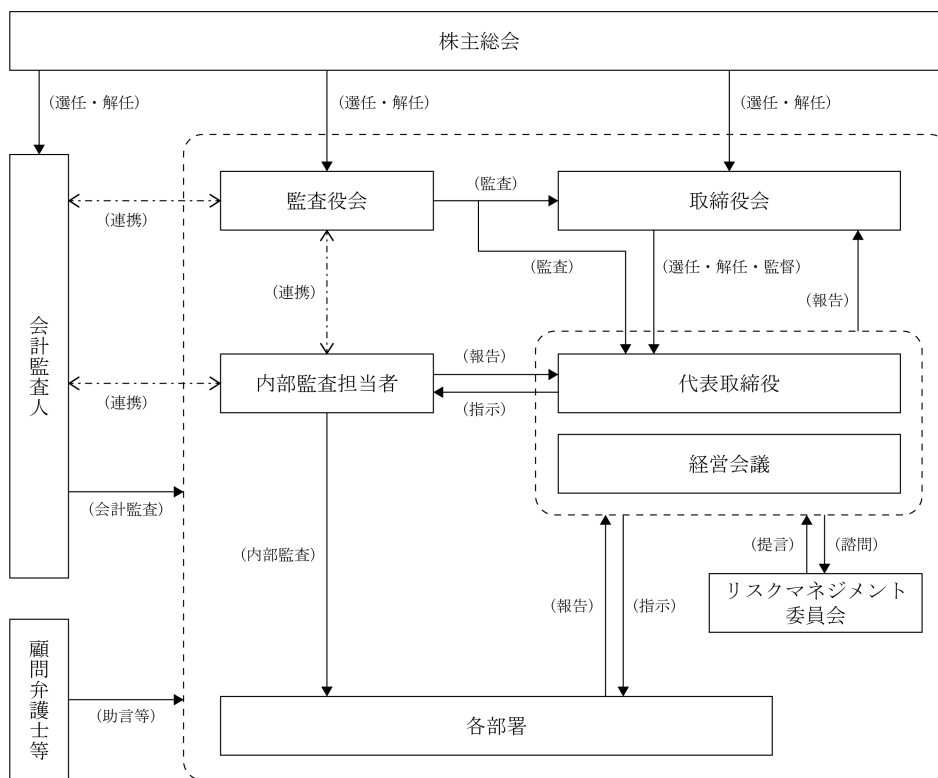
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断し、当該体制を採用しております。

a 取締役会

取締役会は代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、森垣昭、松尾幸一郎の3名（うち松尾幸一郎1名は社外取締役）で構成されております。迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、法令及び定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、年度事業計画のほか、経営に関する重要事項の決定を行っております。また全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制を整えており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b 監査役及び監査役会

監査役は常勤監査役 曾根正昭、非常勤監査役 廣瀬文慎及び大村由紀子の監査役3名（いずれも社外監査役）で構成され、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制を整えております。

また、監査役は会計監査人並びに内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c 会計監査人

EY新日本有限責任監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

d 内部監査

代表取締役CEOの命を受けた内部監査担当者が内部監査実施計画書に基づき、各事業部門に対して内部監査を実施しており、当事業年度はコーポレート事業部コンプライアンスグループグループ長 亀田昌洋が担当しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、取締役 森垣昭、執行役員（兼子真人、田島達也、馬庭興平）で構成され、常勤監査役 曾根正昭は任意により参加できるものとしております。原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議しております。

f リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、コーポレート事業部コンプライアンスグループグループ長 亀田昌洋が議長を務め、代表取締役CEO 近藤繁、取締役 森垣昭、執行役員（兼子真人、田島達也、馬庭興平）、常勤監査役 曾根正昭及びグループ長で構成されております。原則として月1回開催しており、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策について協議し、代表取締役CEO並びに経営会議に提言を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を2020年7月開催の取締役会にて定める予定であり、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。

ハ コンプライアンスを確保するための体制の手段として、「リスクマネジメント委員会」を設置して、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的实施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。

- ニ 内部監査担当部門は、当社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。
 - ホ 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報規程を設け、適切に対応する。
 - ヘ 反社会勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - ト コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書または電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - ロ 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び、中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
 - ロ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
 - ハ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
 - ニ 取締役会は、当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
 - ロ 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスクマネジメント委員長を中心とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
 - ハ リスクマネジメント委員会での状況のレビューや結果は、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任または兼任の使用人を置くこととする。
 - ロ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (f) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
 - ロ 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議

に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとする。

ハ 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(g) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

イ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

ロ 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。

ハ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理をすることとする。

b リスク管理体制の整備の状況

(リスク管理及びコンプライアンス)

当社は、当社の事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を可能にすることを目的に、リスク管理規程を制定し、役職員はリスクマネジメント推進に必要な措置を講じることとしております。

また、コンプライアンス体制を確立し、当社におけるコンプライアンスを徹底することを目的に、コンプライアンス規程を制定しております。組織的または個人的な不正行為等に関する相談・通報を適正に処理するための仕組み（ホットライン）を設けております。

(内部通報制度)

内部外部通報制度規程を制定し、外部通報窓口として当社が別途案内する弁護士、内部通報窓口としてコーポレート事業部内に通報窓口を設置しています。組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを整備することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図っております。

(情報管理)

当社は、情報セキュリティ基本方針及び情報システム管理規程を制定し、情報資産の安全性及び適切性の確保に努めております。情報システム管理の主管部門をシステム開発部と定めており、情報システム部門は情報システム管理業務並びにITに関するモニタリング及び監査を実施しております。

(個人情報保護)

当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を制定し、当社が業務上、取扱う個人情報の適正な保護・管理に努めております。

c 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行に当たり期待できる役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除できる旨を定款で定めております。

d 責任限定契約について

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が職務を執行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損

害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が規定する額としております。

e 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とすることを定款にて定めております。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

g 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できることとした事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規程により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率17%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	近藤 繁	1978年 6月26日	2002年 4月 2006年 1月 2007年 6月 2010年 1月 2011年 4月 2012年 8月 2013年 2月	株式会社みずほ銀行 入行 イー・ステージ株式会社 入社 当社代表取締役CEO (現任) 株式会社アイケアパートナーズ東 京(現株式会社リビングプラット フォーム) 取締役 一般社団法人Hearth理事 株式会社KNAIN代表取締役 株式会社情報センター出版局取締 役	2年 (注3)	普通株式 2,380,000
取締役COO	森垣 昭	1981年 7月13日	2005年 4月 2006年 2月 2009年11月 2012年 2月 2012年 8月 2015年 4月 2019年10月	株式会社ガイアックス 入社 株式会社GT-Agency 取締役 株式会社ソーシャルグループウェ ア 取締役 株式会社テンエックスラボ 入社 G3株式会社 取締役 当社取締役COO (現任) テクノロジー事業部長	2年 (注3)	普通株式 315,000
取締役	松尾 幸一郎	1973年 5月12日	1996年 4月 2005年 8月 2013年 4月 2015年 4月	住商情報システム株式会社(現 SCSK株式会社) 入社 アライドアーキテクト株式会社 取締役 有限会社松システム取締役 (現 任) 当社取締役 (現任)	2年 (注3)	普通株式 372,400
常勤監査役	曾根 正昭	1955年 3月18日	1977年 4月 2009年 4月 2012年 4月 2013年 4月 2014年 4月 2019年 7月	千代田火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社) 入社 同社執行役員甲信越本部部长 同社執行役員東北本部部长 同社常務執行役員東北本部長 同社常勤監査役 当社監査役 (現任)	4年 (注4)	—
監査役	廣瀬 文慎	1977年 8月17日	2001年 4月 2005年 8月 2007年 5月 2010年 8月 2012年 4月 2017年 7月 2019年 5月 2019年 7月 2020年 7月	株式会社第一勧業銀行(現株式会 社みずほ銀行) 入行 日興コーディアル証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 入社 株式会社スタートトゥデイ(現株 式会社ZOZO) 入社 内部監査室長 同社経営管理本部長 同社EC事業本部長 同社経営管理本部長 同社執行役員経営管理本部長 当社監査役 (現任) 株式会社ZOZO執行役員EC事業本 部長 (現任)	4年 (注4)	—
監査役	大村 由紀子	1979年 1月15日	2003年 4月 2007年 9月 2014年 8月 2019年 4月 2020年 1月 2020年 5月	トヨタ自動車株式会社入社 長島・大野・常松法律事務所入 所 金融庁出向 三浦法律事務所入所(現任) 株式会社アシロ社外取締役(現 任) 当社監査役(現任)	4年 (注4)	—
計						普通株式 3,067,400

(注) 1. 取締役松尾幸一郎は、社外取締役であります。

2. 監査役曾根正昭、廣瀬文慎及び大村由紀子は、社外監査役であります。なお、大村由紀子氏の戸籍上の氏名は、湯山由紀子であります。

3. 取締役の任期は、2020年8月14日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役曾根正昭、廣瀬文慎及び大村由紀子の任期は、2020年8月14日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 取締役松尾幸一郎の所有株式数は、有限会社松システムが保有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役でない執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
CS事業部長	兼子 真人
ソリューション事業部長	田島 達也
コーポレート事業部長	馬庭 興平

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の松尾幸一郎氏は、長年にわたる豊富なシステム開発及び運用に係る知見や経営者としての経験を有しており、当社の経営に適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏は当社の株式を所有しておりますが、この関係以外に同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の曾根正昭氏は、長年に亘る金融業界の経験と豊富な経営管理の知識を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく、適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の廣瀬文慎氏は、長年にわたるインターネット業界における豊富な知見や管理部門に従事した経験を踏まえた財務及び内部統制等に係る知見を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただけることが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の大村由紀子氏は、弁護士として、法律面での高度な専門的知識を有しており、当社の経営に対し、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただけることが期待できることから社外監査役に選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準・方針は定めておりませんが、その選任に際しては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、経歴や当社との関係を踏まえて一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、その有している見識等に基づき、議案等に対して適宜提言を行うことで、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っております。

社外監査役は、独立性及び中立の立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性及び中立性の向上に努めております。

社外監査役は内部監査担当者からの内部監査に関する報告を定期的に受けるほか、効率的・効果的に監査役監査を行うため、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成され、いずれも社外監査役であります。

原則として月1回開催される監査役会にて、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。監査役会は、監査方針及び監査計画（重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施時期、その他必要事項）を立案し、監査役会において決議のうえで策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役CEOに説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対してその説明を求めています。

b 監査役及び監査役会の活動状況

当社は2020年5月1日付で監査役会を設置しておりますが、それまで監査役協議会を毎月1回開催しており、必要に応じて随時開催しております。最近事業年度において監査役協議会は毎月1回開催しており、監査役はすべての監査役協議会に出席しております。監査役協議会における主な検討事項として、監査方針・監査計画、監査業務の分担、監査役の活動報告等があります。

また、常勤監査役は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議及びリスクマネジメント委員会へ出席し、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

② 内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役CEOが指名する内部監査担当者1名が年間の内部監査計画に基づき、所属する部署を除く全部門における業務監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

内部監査担当者は、定期監査について内部監査計画（監査方針、監査重点項目、被監査部門、監査内容、実施時期、監査担当者、その他必要事項）を立案し、代表取締役CEOの承認を受けております。この内部監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知し、実地監査もしくは書面監査またはこれらの併用により監査を実施しております。

監査結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役CEOに報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項の具体的な指摘及び勧告を行っております。後日、被監査部門から改善状況の報告を受け、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査担当者は監査の実効性を高めることを目的として、監査役及び会計監査人と相互連携を図り、内部監査の実施状況等について情報交換を行うため、定期的に会合を行うことにより三様監査の実効性を高めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 善方 正義

業務執行社員 羽柴 則央

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等5名、その他2名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を

実施できる相応の規模を持つこと、万全の監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、株式公開に係る監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、当該監査法人を選定いたしました。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、コーポレート事業部経理・人事総務グループに会計監査人の監査業務について確認するほか、監査役会として会計監査人から直接監査業務について報告を受けております。監査役会は、会計監査人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場申請のための短期調査(ショートレビュー)報告書作成業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
10,000	1,000	16,500	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか、必要な検証を行ったうえで、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月22日であり、決議の内容は、取締役は年額100百万円以内、監査役は年額20百万円以内とするものであります。

取締役及び監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会により、担当職務、会社業績、世間水準等を考慮して決定しております。

監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役会により、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を協議し決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	20,150	20,150	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	600	600	—	—	1
社外監査役	2,490	2,490	—	—	3

(注) 役員の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び当事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	115,353	249,730
売掛金	30,834	55,175
仕掛品	4,411	7,545
前払費用	2,817	6,982
その他	11,130	5,207
貸倒引当金	△1,614	△1,976
流動資産合計	162,932	322,665
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	392	9,390
工具、器具及び備品（純額）	6,789	7,604
有形固定資産合計	※ 7,181	※ 16,994
投資その他の資産		
破産更生債権等	378	968
長期前払費用	130	752
差入保証金	5,761	12,555
貸倒引当金	△378	△968
投資その他の資産合計	5,891	13,307
固定資産合計	13,073	30,301
資産合計	176,006	352,967
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	4,187	8,572
未払金	2,199	641
未払費用	23,805	46,207
未払法人税等	1,173	3,827
未払消費税等	1,375	13,784
預り金	6,188	8,233
前受収益	4,891	3,399
流動負債合計	43,821	84,666
固定負債		
長期借入金	5,626	23,486
固定負債合計	5,626	23,486
負債合計	49,447	108,152

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,450	269,455
資本剰余金		
資本準備金	173,750	243,755
資本剰余金合計	173,750	243,755
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△246,642	△268,395
利益剰余金合計	△246,642	△268,395
株主資本合計	126,559	244,815
純資産合計	126,559	244,815
負債純資産合計	176,006	352,967

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2020年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	647,220
売掛金	95,421
仕掛品	4,269
その他	8,628
貸倒引当金	△2,892
流動資産合計	752,647
固定資産	
有形固定資産	18,299
投資その他の資産	
投資その他の資産	12,108
貸倒引当金	△968
投資その他の資産合計	11,140
固定資産合計	29,439
資産合計	782,086

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払法人税等	9,799
その他	86,841
流動負債合計	96,641
負債合計	96,641
純資産の部	
株主資本	
資本金	469,756
資本剰余金	444,056
利益剰余金	△228,368
株主資本合計	685,445
純資産合計	685,445
負債純資産合計	782,086

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	185,261	413,671
売上原価	142,325	191,000
売上総利益	42,935	222,671
販売費及び一般管理費	* 141,438	* 243,911
営業損失(△)	△98,502	△21,240
営業外収益		
受取利息	1	1
業務委託料	9	100
その他	—	0
営業外収益合計	11	102
営業外費用		
支払利息	173	325
営業外費用合計	173	325
経常損失(△)	△98,664	△21,462
税引前当期純損失(△)	△98,664	△21,462
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純損失(△)	△98,954	△21,753

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	54,732	38.0	78,972	40.7
II 経費		89,776	62.0	115,161	59.3
当期総製造費用		144,509	100	194,134	100
期首仕掛品たな卸高		2,397		4,411	
合計		146,906		198,545	
期末仕掛品たな卸高		4,411		7,545	
他勘定振替		169		—	
当期売上原価		142,325		191,000	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	73,651	78,313
地代家賃	5,142	10,620
通信費	4,960	20,294
減価償却費	3,067	3,391

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	388,172
売上原価	175,129
売上総利益	213,042
販売費及び一般管理費	※ 166,665
営業利益	46,377
営業外収益	
受取利息	2
その他	73
営業外収益合計	75
営業外費用	
支払利息	89
その他	11
営業外費用合計	101
経常利益	46,351
税引前四半期純利益	46,351
法人税等	6,324
四半期純利益	40,027

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	184,450	158,750	158,750	△147,687	△147,687	195,513	195,513
当期変動額							
新株の発行	15,000	15,000	15,000			30,000	30,000
当期純損失(△)				△98,954	△98,954	△98,954	△98,954
当期変動額合計	15,000	15,000	15,000	△98,954	△98,954	△68,954	△68,954
当期末残高	199,450	173,750	173,750	△246,642	△246,642	126,559	126,559

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	199,450	173,750	173,750	△246,642	△246,642	126,559	126,559
当期変動額							
新株の発行	70,004	70,004	70,004			140,009	140,009
当期純損失(△)				△21,753	△21,753	△21,753	△21,753
当期変動額合計	70,004	70,004	70,004	△21,753	△21,753	118,255	118,255
当期末残高	269,455	243,755	243,755	△268,395	△268,395	244,815	244,815

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△98,664	△21,462
減価償却費	5,951	5,133
敷金償却費	1,196	3,210
長期前払費用償却額	62	367
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	373	951
受取利息	△1	△1
支払利息	173	325
売上債権の増減額 (△は増加)	△13,273	△24,930
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,014	△3,133
未払金の増減額 (△は減少)	1,592	△1,558
未払費用の増減額 (△は減少)	10,088	22,402
未払消費税等の増減額 (△は減少)	970	12,408
その他	6,094	△5,157
小計	△87,450	△11,445
利息の受取額	1	1
利息の支払額	△173	△325
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△87,912	△12,059
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,653	△15,745
有形固定資産の売却による収入	—	799
長期前払費用の取得による支出	—	△990
敷金の差入による支出	△8,269	—
敷金の返還による収入	—	118
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,923	△15,817
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	9,059	30,000
長期借入金の返済による支出	△13,931	△7,755
株式の発行による収入	30,000	140,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,128	162,254
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△75,707	134,377
現金及び現金同等物の期首残高	191,060	115,353
現金及び現金同等物の期末残高	* 115,353	* 249,730

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	46,351
減価償却費	2,687
敷金償却費	1,415
長期前払費用償却額	83
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	916
受取利息	△2
支払利息	89
売上債権の増減額 (△は増加)	△40,246
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,276
未払金の増減額 (△は減少)	353
未払費用の増減額 (△は減少)	13,169
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,452
その他	3,058
小計	32,606
利息の受取額	2
利息の支払額	△89
法人税等の支払額	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,228
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,992
その他	708
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,284
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△32,058
株式の発行による収入	400,152
新株予約権の行使による株式の発行による収入	450
財務活動によるキャッシュ・フロー	368,544
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	397,489
現金及び現金同等物の期首残高	249,730
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 647,220

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準等の適用)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考することとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当社においては、当事業年度の業績に重要な影響はないものの、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、また将来の状況を予想することは困難なことから、当事業年度末時点ですべて入手可能な情報に基づき、今後、2021年3月末まではその影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損の判定等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	943千円	2,240千円
工具、器具及び備品	3,951千円	7,664千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	24,359千円	23,240千円
給料手当	27,370千円	69,401千円
減価償却費	1,480千円	1,741千円
貸倒引当金繰入額	1,242千円	951千円

おおよその割合

販売費	30%	29%
一般管理費	70%	71%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,700	—	—	61,700
A種優先株式(株)	11,200	—	—	11,200
B種優先株式(株)	13,600	2,040	—	15,640
合計	86,500	2,040	—	88,540

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 2,040株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,700	—	—	61,700
A種優先株式(株)	11,200	—	—	11,200
B種優先株式(株)	15,640	—	—	15,640
C種優先株式(株)	—	5,510	—	5,510
合計	88,540	5,510	—	94,050

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 5,510株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	115,353千円	249,730千円
現金及び現金同等物	115,353千円	249,730千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、または銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規定に従いリスク管理を行っています。

営業債務である未払費用は1年以内に支払期日が到来するものであります。

また借入金は主に運転資金の資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	115,353	115,353	—
(2) 売掛金	30,834	30,834	—
資産計	146,187	146,187	—
(1) 未払費用	23,805	23,805	—
(2) 長期借入金 ^(※1)	9,813	9,839	26
負債計	33,618	33,644	26

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	115,353	—	—	—
売掛金	30,834	—	—	—
合計	146,187	—	—	—

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,187	2,640	2,004	982	—	—
合計	4,187	2,640	2,004	982	—	—

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、または銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規定に従いリスク管理を行っていま

す。

営業債務である未払費用は1年以内に支払期日が到来するものであります。

また借入金は主に運転資金の資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	249,730	249,730	—
(2) 売掛金	55,175	55,175	—
資産計	304,905	304,905	—
(1) 未払費用	46,207	46,207	—
(2) 長期借入金 ^(※1)	32,058	31,886	△171
負債計	78,265	78,094	△171

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	249,730	—	—	—
売掛金	55,175	—	—	—
合計	304,905	—	—	—

4 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,572	8,004	6,982	6,000	2,500	—
合計	8,572	8,004	6,982	6,000	2,500	—

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. ストックオプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回-2 新株予約権	第2回-2 新株予約権
決議年月日	2014年6月14日	2015年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5名	当社取締役 4名 当社株主 1名 当社従業員 3名 当社取引先 1名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 210,000	普通株式 1,288,000
付与日	2014年6月30日	2015年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月1日～2024年6月30日	2017年5月1日～2025年4月30日

	第3回-1 新株予約権	第3回-2 新株予約権
決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 1名	当社従業員 4名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 84,000	普通株式 35,000
付与日	2017年6月30日	2017年12月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月1日～2027年5月31日	2020年1月1日～2027年12月31日

	第4回－1 新株予約権
決議年月日	2018年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 46,900
付与日	2018年10月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年11月1日～2028年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

① ストックオプションの数

	第1回－2 新株予約権	第2回－2 新株予約権	第3回－1 新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	84,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	84,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	84,000	644,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	28,000	252,000	—
未行使残	56,000	392,000	—

	第3回－2新株予約権	第4回－1新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	35,000	—
付与	—	46,900
失効	3,500	—
権利確定	—	—
未確定残	31,500	46,900
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回－2新株予約権	第2回－2新株予約権
権利行使価格(円)	8	22
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回－1新株予約権	第3回－2新株予約権
権利行使価格(円)	129	129
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第4回－1新株予約権
権利行使価格(円)	211
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りにしております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法等により算定した価格を用いております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 34,593千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ストックオプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回-2 新株予約権	第2回-2 新株予約権
決議年月日	2014年6月14日	2015年4月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5名	当社取締役 4名 当社株主 1名 当社従業員 3名 当社取引先 1名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 210,000	普通株式 1,288,000
付与日	2014年6月30日	2015年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月1日～2024年6月30日	2017年5月1日～2025年4月30日

	第3回-1 新株予約権	第3回-2 新株予約権
決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 1名	当社従業員 4名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 84,000	普通株式 35,000
付与日	2017年6月30日	2017年12月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月1日～2027年5月31日	2020年1月1日～2027年12月31日

	第4回－1 新株予約権	第4回－2 新株予約権
決議年月日	2018年10月15日	2019年4月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6名	当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 46,900	普通株式 78,750
付与日	2018年10月31日	2019年4月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年11月1日～2028年10月31日	2021年5月1日～2029年4月30日

	第5回－1 新株予約権	第5回－2 新株予約権
決議年月日	2019年12月16日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 2名
株式の種類及び付与数(株) (注)	普通株式 18,970	普通株式 79,100
付与日	2019年12月24日	2020年2月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年12月17日～2029年12月16日	2022年3月1日～2030年2月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

① ストックオプションの数

	第1回－2新株予約権	第2回－2新株予約権	第3回－1新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	84,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	84,000
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	56,000	392,000	—
権利確定	—	—	84,000
権利行使	—	—	—
失効	—	7,000	35,000
未行使残	56,000	385,000	49,000

	第3回－2新株予約権	第4回－1新株予約権	第4回－2新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	31,500	46,900	—
付与	—	—	78,750
失効	14,000	17,500	39,900
権利確定	17,500	—	—
未確定残	—	29,400	38,850
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	17,500	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	17,500	—	—

	第5回－1新株予約権	第5回－2新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	18,970	79,100
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	18,970	79,100
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回－2新株予約権	第2回－2新株予約権
権利行使価格(円)	8	22
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回－1新株予約権	第3回－2新株予約権
権利行使価格(円)	129	129
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第4回－1新株予約権	第4回－2新株予約権
権利行使価格(円)	211	211
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第5回－1 新株予約権	第5回－2 新株予約権
権利行使価格(円)	363	363
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストックオプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法等により算定した価格を用いております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	205,995千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	73,640千円
未払事業税	313 "
貸倒引当金	372 "
減価償却超過額	586 "
その他	366 "
繰延税金資産小計	75,413千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△73,640 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,773 "
評価性引当額小計	△75,413千円
繰延税金資産合計	—千円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年3月31日)

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	—	—	1,214	935	—	71,491	73,640
評価性引当額	—	—	△1,214	△935	—	△71,491	△73,640
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度(2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	76,720千円
未払事業税	1,083 "
貸倒引当金	702 "
減価償却超過額	813 "
その他	2,446 "
繰延税金資産小計	81,766千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△76,720 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,045 "
評価性引当額小計	△81,766千円
繰延税金資産合計	—千円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2020年3月31日)

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	—	1,214	935	—	6,379	68,191	76,720
評価性引当額	—	△1,214	△935	—	△6,379	△68,191	△76,720
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は1,900千円と見積もられ、当事業年度に帰属する1,196千円を当期の費用に計上しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は5,660千円と見積もられ、当事業年度に帰属する3,164千円を当期の費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の報告セグメントは、ビジネスプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の報告セグメントは、ビジネスプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	Big Advance	FAI	ITサポート	その他	合計
外部顧客への売上高	34,470	19,605	126,455	4,729	185,261

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	Big Advance	FAI	ITサポート	合計
外部顧客への売上高	262,275	48,925	102,471	413,671

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	近藤 繁	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 38.4	債務被保証	借入金に対する債務保証(注)	9,813	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して、当社代表取締役近藤繁より債務保証を受けております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	近藤 繁	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 36.2	債務被保証	借入金に対する債務保証(注)	32,058	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して、当社代表取締役近藤繁より債務保証を受けております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	△47.29円	△52.33円
1株当たり当期純損失(△)	△22.91円	△5.04円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失(△)(千円)	△98,954	△21,753
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△98,954	△21,753
普通株式の期中平均株式数(株)	4,319,000	4,319,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 新株予約権の数2,384個(普通株式610,400株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類 新株予約権の数3,389個(普通株式673,820株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	126,559	244,815
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	330,801	470,810
(うち優先株式払込金額)(千円)	(330,801)	(470,810)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△204,242	△225,995
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,319,000	4,319,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2020年4月20日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年4月30日に払込が完了いたしました。内容は以下のとおりであります。

(1) 発行する新株式の種類及び数	D種優先株式 5,184株
(2) 発行価額	1株につき 77,190円
(3) 発行価額総額	400,152,960円
(4) 資本組入額	1株につき 38,595円
(5) 資本組入額総額	200,076,480円
(6) 払込期日	2020年4月27日～2020年4月30日
(7) 資金使途	今後の事業拡大を目的とする事業資金

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款の定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数	
A種優先株式	11,200株
B種優先株式	15,640株
C種優先株式	5,510株
D種優先株式	5,184株
(2) 交換により交付した普通株式数	37,534株
(3) 交付後の発行済普通株式数	99,534株

(株式分割)

当社は、2020年10月7日開催の取締役会において、2020年10月23日付をもって株式分割を行うことを決議しました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年10月22日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき70株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	99,534株
今回の分割により増加する株式数	6,867,846株
株式分割後の発行済株式総数	6,967,380株
株式分割後の発行可能株式総数	27,860,000株

③ 株式分割の効力発生日

2020年10月23日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当社においては、当第2四半期累計期間の業績に重要な影響はないものの、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、また将来の状況を予想することは困難なことから、当第2四半期会計期間末時点で入手可能な情報に基づき、今後、2021年3月末まではその影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損の判定等の会計上の見積りを行っております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料及び手当	54,889千円
貸倒引当金繰入額	916千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目との金額との関係は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	647,220千円
現金及び現金同等物	647,220千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年4月30日付で、日本ユニシス株式会社等から第三者割当増資の払い込みを受けました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ200,301千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が469,756千円、資本剰余金が444,056千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益	7円94銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	40,027
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	40,027
普通株式の期中平均株式数(株)	5,041,670
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で、普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

当社は、2020年10月7日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月23日をもって株式分割を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るためであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年10月22日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式数を1株につき70株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	99,534株
今回の株式分割により増加する株式数	6,867,846株
株式分割後の発行済株式総数	6,967,380株
株式分割後の発行可能株式総数	27,860,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年10月23日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所に記載しております。

⑤ 【附属明細表】(2020年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,335	10,295	—	11,631	2,240	1,297	9,390
工具、器具及び備品	10,740	5,450	922	15,268	7,664	3,836	7,604
有形固定資産計	12,076	15,745	922	26,899	9,905	5,133	16,994
長期前払費用	130	990	367	752	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	増加額(千円)	事務所内装工事等	9,928
工具、器具及び備品	増加額(千円)	サーバー等の購入	1,280

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	減少額(千円)	サーバー	922
-----------	---------	------	-----

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,187	8,572	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	5,626	23,486	1.1	2021年~2024年
合計	9,813	32,058	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,004	6,982	6,000	2,500

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,992	2,566	—	1,614	2,944

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)1,614千円は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものであります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

このため該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	249,730
計	249,730
合計	249,730

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社紀陽銀行	7,150
日本ユニシス株式会社	5,984
株式会社東和銀行	3,884
碧海信用金庫	3,298
株式会社東日本銀行	2,437
その他	32,419
合計	55,175

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
30,834	468,599	444,259	55,175	89.0	33.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
ITサポートに関連する仕掛品	7,545

④ 未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	17,851
はこねっと合同会社	3,355
社会保険料	3,278
Amazon Web Services, Inc.	2,884
横浜信用金庫	2,402
その他	16,435
合計	46,207

⑤ 1年以内返済予定長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	8,504
日本政策金融公庫	68
合計	8,572

⑥ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	23,486
合計	23,486

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日、9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kokopelli-inc.com/
株主に対する特典	なし

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年7月31日	野本 昌孝	滋賀県大津市	特別利害関係者(大株主上位10名)	森垣 昭	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社役員)	普通株式 2,000	2,500,000 (1,250) (注)4	移動前所有者の売却希望による
2020年4月1日	松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区	特別利害関係者(大株主上位10名)	有限会社システム取締役 松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区2306-2-601	特別利害関係者等(当社役員等が代表を務める会社)	普通株式2,500	190,360,000 (76,144) (注)5	移動前所有者の売却希望による
2020年8月13日	-	-	-	AT-II 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 STRIVE II 有限責任事業組合 組合員 天野 雄介	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル3階	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B種優先株式 △10,200 普通株式 10,200	(注)6	(注)6
2020年8月13日	-	-	-	SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SV-FINTECH 1号有限責任事業組合 代表組合員 株式会社キャピタル・ディレクション 職務執行者 鈴木 陽三	東京都渋谷区道玄坂1-21-1 渋谷ソラスタ15F	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B種優先株式 △2,040 C種優先株式 △2,755 D種優先株式 △1,271 普通株式 6,066	(注)6	(注)6
2020年8月13日	-	-	-	FinTech ビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島 克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 △5,600 普通株式 5,600	(注)6	(注)6
2020年8月13日	-	-	-	TIS株式会社 代表取締役 桑野 徹	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	A種優先株式 △1,700 B種優先株式 △990 普通株式 2,690	(注)6	(注)6
2020年8月13日	-	-	-	松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社取締役)	B種優先株式 △1,020 普通株式 1,020	(注)6	(注)6

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年9月30日	楽市楽座ファンド1号投資事業有限責任組合無限責任組合員楽市楽座株式会社代表取締役佐藤 倫敦	東京都中央区	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社東広代表取締役佐藤 倫敦	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 6,500	17,972,642 (2,765) (注)7	ファンドの解散による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、譲渡人の簿価を基礎として、当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 移動価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として各種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はDCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。
7. 移動価格は、簿価純資産法により算出した価格を基礎として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
8. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2018年7月30日	2019年7月30日	2020年4月30日
種類	B種優先株式	C種優先株式	D種優先株式
発行数	2,040株	5,510株	5,184株
発行価格	14,706円 (注)2	25,410円 (注)2	77,190円 (注)2
資本組入額	7,353円	12,705円	38,595円
発行価額の総額	30,000,240円	140,009,100円	400,152,960円
資本組入額の総額	15,000,120円	70,004,550円	200,076,480円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注)4	(注)4

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2018年10月31日	2019年4月30日	2019年12月24日	2020年2月28日
種類	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式670株	普通株式1,125株	普通株式141株	普通株式1,130株
発行価格	1株につき14,706円 (注)3	1株につき14,706円 (注)3	1株につき25,410円 (注)3	1株につき25,410円 (注)3
資本組入額	7,353円	7,353円	12,705円	12,705円
発行価額の総額	9,853,020円	16,544,250円	6,886,110円	28,713,300円
資本組入額の総額	4,926,510円	8,272,125円	3,443,055円	14,356,650円
発行方法	2018年10月15日開催の取締役会において会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	2019年4月22日開催の取締役会において会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	2019年12月16日開催の取締役会において会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	2020年2月28日開催の取締役会において会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)5	(注)5	(注)5

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割

当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
5. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
6. 2020年7月20日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。
8. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。新株予約権①から④までについて、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき14,706円	1株につき14,706円	1株につき25,410円	1株につき25,410円
行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年10月31日	自 2021年5月1日 至 2029年4月30日	自 2021年12月17日 至 2029年12月16日	自 2022年3月1日 至 2030年2月28日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役の決議がなされた場合)を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 ③ 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転計画の承認の議案	同左	同左	同左

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SV-FINTECH 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 SV-FINTECH 1号有限責任 事業組合 代表組合員 株式会社キャピタル・デ イレクション 職務執行者 鈴木 陽三 資本金 非公開	東京都渋谷区道玄坂1丁 目21番地1 渋谷ソラス タ15階	投資ファンド	2,040	30,000,240 (14,706)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注)

(注) 1. SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当により特別利害関係者等(大株主上位10位)に該
当しております。

2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割
を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
SV-FINTECH 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 SV-FINTECH 1号有限責任 事業組合 代表組合員 株式会社キャピタル・デ イレクション 職務執行者 鈴木 陽三 資本金 非公開	東京都渋谷区道玄坂1丁 目21番地1 渋谷ソラス タ15階	投資ファンド	2,755	70,004,550 (25,410)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Fenox Venture Company X, L.P. Fenox Venture Management X, LLC General Partner Anis Uzzaman 資本金 非公開	2680 N. 1st St., Suite 250 San Jose, California 95134 United States	投資ファンド	1,967	49,981,470 (25,410)	—
横浜信用金庫 理事長 大前 茂 資本金 180,000万円	神奈川県横浜市中区尾上 町2丁目16番地1	金融機関	394	10,011,540 (25,410)	当社取引先
紀陽リース・キャピタル 株式会社 代表取締役 山本 敏樹 資本金 15,000万円	和歌山県和歌山市中之島 2249番地	リース事業	394	10,011,540 (25,410)	—

(注) 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行
っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
日本ユニシス株式会社 代表取締役 平岡 昭良 資本金 548,317万円	東京都江東区豊洲一丁目 1番1号	ソフトウェア の開発・販売 および各種シ ステムサービ ス	1,943	149,980,170 (77,190)	当社取引先
SV-FINTECH1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 SV-FINTECH1号有限責任 事業組合 代表組合員 株式会社キャピタル・ディレ クション 職務執行者 鈴木 陽三 資本金 非公開	東京都渋谷区道玄坂1丁 目21番地1 渋谷ソラス タ15階	投資ファンド	1,271	98,108,490 (77,190)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Merry Gate ホールディ ングス株式会社 取締役社長 加藤 裕史 資本金 25,000万円 肥銀ベンチャー投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 肥銀キャピタル株式会社 代表取締役 土山 哲司 資本金 10,000万円	東京都中央区八重洲二丁 目4番6号	金融機関	648	50,019,120 (77,190)	当社取引先
西武しんきんキャピタル企業 投資3号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 西武しんきんキャピタル株式 会社 代表取締役 四谷 康治 資本金 5,000万円 株式会社仙台銀行 代表取締役頭取 鈴木 隆 資本金 2,248,500万円 碧海信用金庫 理事長 山内 正幸 資本金 124,200万円 株式会社仙台銀キャピタ ル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之 資本金 5,000万円	熊本市中央区下通 1丁目9番9号 肥後銀行銀座通支店6F	投資ファンド	648	50,019,120 (77,190)	—
西武しんきんキャピタル株式 会社 代表取締役 四谷 康治 資本金 5,000万円 株式会社仙台銀行 代表取締役頭取 鈴木 隆 資本金 2,248,500万円 碧海信用金庫 理事長 山内 正幸 資本金 124,200万円 株式会社仙台銀キャピタ ル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之 資本金 5,000万円	東京都渋谷区恵比寿西1 丁目20番2号	投資ファンド	388	29,949,720 (77,190)	—
資本金 2,248,500万円 碧海信用金庫 理事長 山内 正幸 資本金 124,200万円 株式会社仙台銀キャピタ ル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之 資本金 5,000万円	宮城県仙台市青葉区一番 町二丁目1番1号	金融機関	142	10,960,980 (77,190)	当社取引先
資本金 2,248,500万円 碧海信用金庫 理事長 山内 正幸 資本金 124,200万円 株式会社仙台銀キャピタ ル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之 資本金 5,000万円	愛知県安城市御幸本町15 番1号	金融機関	130	10,034,700 (77,190)	当社取引先
資本金 2,248,500万円 碧海信用金庫 理事長 山内 正幸 資本金 124,200万円 株式会社仙台銀キャピタ ル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之 資本金 5,000万円	宮城県仙台市青葉区一番 町二丁目1番1号	コンサルティング	14	1,080,660 (77,190)	—

(注) 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
城口 万梨	東京都足立区	会社員	150	2,205,900 (14,706)	当社従業員
辻井 啓裕	東京都文京区	会社員	150	2,205,900 (14,706)	当社従業員
橋本 雅生	東京都台東区	会社員	100	1,470,600 (14,706)	当社従業員
鎌瀧 瞳	神奈川県川崎市川崎区	会社員	20	294,120 (14,706)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載していません。

2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田島 達也	神奈川県横浜市金沢区	会社員	300	4,411,800 (14,706)	当社従業員
今安 彩子	東京都文京区	会社員	50	735,300 (14,706)	当社従業員
丹治 直人	東京都杉並区	会社員	50	735,300 (14,706)	当社従業員
秋元 浩平	東京都八王子市	会社員	40	588,240 (14,706)	当社従業員
森岡 稔雅	東京都豊島区	会社員	35	514,710 (14,706)	当社従業員
清水 彬博	東京都武蔵野市	会社員	30	441,180 (14,706)	当社従業員
中野 雄太	神奈川県横浜市金沢区	会社員	30	441,180 (14,706)	当社従業員
宮澤 英伸	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	20	294,120 (14,706)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載していません。

2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長井 彰也	東京都世田谷区	会社員	30	762,300 (25,410)	当社従業員
佐々木 彩香	東京都小金井市	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員
林 和輝	東京都中野区	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員
長谷川 祐介	東京都三鷹市	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員
田中 佑未子	東京都目黒区	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員
亀田 昌洋	神奈川県横浜市港北区	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員
中野 雄太	神奈川県横浜市金沢区	会社員	11	279,510 (25,410)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載していません。

2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
近藤 繁	埼玉県所沢市	会社役員	1,000	25,410,000 (25,410)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名) (当社の代表取締役)
馬庭 興平	東京都葛飾区	会社員	50	1,270,500 (25,410)	当社従業員
曾根 正昭	埼玉県さいたま市北区	会社役員	30	762,300 (25,410)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査 役)
廣瀬 文慎	千葉県柏市	会社役員	30	762,300 (25,410)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
駒瀬 史直	東京都世田谷区	会社員	20	508,200 (25,410)	当社従業員

(注) 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年8月13日	-	-	-	日本ユニシス株式会社 代表取締役 平岡 昭良	東京都江東区豊洲一丁目1番1号	-	D種優先株式 △1,943 普通株式 1,943	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	MerryGateホールディングス株式会社 取締役社長 加藤 裕史	東京都中央区八重洲二丁目4番6号	-	D種優先株式 △648 普通株式 648	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合 無限責任組合員 肥銀キャピタル株式会社 代表取締役 土山 哲司	熊本県熊本市中央区下通1丁目9番9号 肥後銀行銀座通支店6F	-	D種優先株式 △648 普通株式 648	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	横浜信用金庫 理事長 大前 茂	神奈川県横浜市中区尾上町二丁目16番地1	-	C種優先株式 △394 普通株式 394	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	紀陽リース・キャピタル株式会社 代表取締役 山本 敏樹	和歌山県和歌山市中之島2249番地	-	C種優先株式 △394 普通株式 394	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 西武しんきんキャピタル株式会社 代表取締役 四谷 康治	東京都渋谷区恵比寿西一丁目20番2号	-	D種優先株式 △388 普通株式 388	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	株式会社仙台銀行 代表取締役頭取 鈴木 隆	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	-	D種優先株式 △142 普通株式 142	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	碧海信用金庫 理事長 山内 正幸	愛知県安城市御幸本町15番1号	-	D種優先株式 △130 普通株式 130	-	(注)
2020年8月13日	-	-	-	株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング 代表取締役社長 芳賀 隆之	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	-	D種優先株式 △14 普通株式 14	-	(注)

- (注) 1. 2020年7月20日開催の取締役会において、C種優先株式及びD種優先株式につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
2. 2020年10月7日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該分割前の数値を記載しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
近藤 繁 ※1、2	埼玉県所沢市	2,450,000 (70,000)	32.15 (0.91)
AT-II投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区赤坂1丁目12番地32号 アーク森ビル3階	714,000	9.37
森垣 昭 ※1、3	神奈川県横浜市青葉区	546,000 (231,000)	7.17 (3.02)
株式会社東広 ※1	東京都渋谷区大山町24番13号	476,000	6.25
SV-FINTECH1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番地1 渋谷ソラスタ15階	424,620	5.57
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区六本木1丁目6番地1号	392,000	5.14
近藤 正武 ※1、5	愛知県名古屋市長区	280,000	3.67
近藤 淳 ※1、5	愛知県春日井市	280,000	3.67
松尾 幸一郎 ※1、3	神奈川県横浜市緑区	267,400 (70,000)	3.51 (0.91)
TIS株式会社 ※1	東京都新宿区西新宿8丁目17番地1号	188,300	2.47
有限会社松システム ※6	神奈川県横浜市緑区長津田町2306番地2号パークスクエア長津田601	175,000	2.30
かながわ成長企業支援投資事業組合	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番地1号	140,000	1.84
Fenox Venture Company X, L.P.	2680 N. 1st St., Suite 250 San Jose, California 95134 United States By:Fenox Venture Management X, LLC	137,690	1.81
日本ユニシス株式会社	東京都江東区豊洲1丁目1番地1号	136,010	1.78
株式会社アドウェイズ	東京都新宿区西新宿8丁目17番地1号	133,000	1.74
関根 光	東京都渋谷区	112,000 (21,000)	1.46 (0.28)
株式会社金子事務所	東京都目黒区下目黒6丁目12番地6号	97,300	1.27
河原 遥	東京都世田谷区	70,000	0.91
鈴木 一成 ※7	東京都板橋区	70,000 (42,000)	0.91 (0.54)
近藤 俊太郎	東京都世田谷区	63,000 (28,000)	0.82 (0.36)
株式会社エンライブ	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番地1号 渋谷マークシティ22階	49,000	0.63
Merry Gate ホールディングス株式会社	東京都中央区八重洲2丁目4番地6号	45,360	0.60
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合	熊本県熊本市中央区下通1丁目9番地9号 肥後銀行銀座通支店6階	45,360	0.60
野本 昌孝	滋賀県大津市	35,000	0.46
安村 真樹 ※7	千葉県市川市	28,000 (28,000)	0.37 (0.37)
横浜信用金庫	神奈川県横浜市中区尾上町2丁目16番地1	27,580	0.36
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山県和歌山市中之島2249番地	27,580	0.36
西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区恵比寿西1丁目20番地2号	27,160	0.36

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
金丸 文俊	※7	神奈川県川崎市中原区	21,000 (21,000)	0.28 (0.28)
兼子 真人	※7	東京都目黒区	21,000 (21,000)	0.28 (0.28)
田島 達也	※7	神奈川県横浜市金沢区	21,000 (21,000)	0.28 (0.28)
白石 行伸	※7	東京都江戸川区	10,500 (10,500)	0.14 (0.14)
城口 万梨	※7	東京都足立区	10,500 (10,500)	0.14 (0.14)
辻井 啓裕	※7	東京都文京区	10,500 (10,500)	0.14 (0.14)
株式会社仙台銀行		宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番地1号	9,940	0.13
碧海信用金庫		愛知県安城市御幸本町15番地1号	9,100	0.12
橋本 誠志		東京都新宿区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
山本 泰代	※7	神奈川県川崎市麻生区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
橋本 雅生	※7	東京都台東区	7,000 (7,000)	0.09 (0.09)
今安 彩子	※7	東京都文京区	3,500 (3,500)	0.05 (0.05)
丹治 直人	※7	東京都杉並区	3,500 (3,500)	0.05 (0.05)
馬庭 興平	※7	東京都葛飾区	3,500 (3,500)	0.05 (0.05)
中野 雄太	※7	神奈川県横浜市金沢区	2,870 (2,870)	0.04 (0.04)
秋元 浩平	※7	東京都八王子市	2,800 (2,800)	0.04 (0.04)
森岡 稔雅	※7	東京都豊島区	2,450 (2,450)	0.03 (0.03)
清水 彬博	※7	東京都新宿区	2,100 (2,100)	0.03 (0.03)
長井 彰也	※7	東京都世田谷区	2,100 (2,100)	0.03 (0.03)
曾根 正昭	※4	埼玉県さいたま市北区	2,100 (2,100)	0.03 (0.03)
廣瀬 文慎	※4	千葉県柏市	2,100 (2,100)	0.03 (0.03)
鎌滝 瞳	※7	神奈川県川崎市川崎区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
宮澤 英伸	※7	神奈川県横浜市鶴見区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
佐々木 彩香	※7	東京都小金井市	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
林 和輝	※7	東京都中野区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
長谷川 祐介	※7	東京都三鷹市	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
田中 佑未子	※7	東京都目黒区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
亀田 昌洋	※7	神奈川県横浜市港北区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
駒瀬 史直	※7	東京都世田谷区	1,400 (1,400)	0.02 (0.02)
株式会社仙台銀キャピタル&コ ンサルティング		宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番地1号	980	0.01
計		—	7,611,100 (643,720)	100.0 (8.53)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名) 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役) 3 特別利害関係者等 (当社取締役) 4 特別利害関係者等 (当社監査役) 5 特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族) 6 特別利害関係者等 (当社取締役等が過半数の議決権を有する会社) 7 当社従業員
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月6日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2018年4月1日から2019年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月6日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月6日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞

指有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ㊞

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ココペリの2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

